

常陸大宮市環境基本計画

豊かな自然と調和した環境にやさしいまち



平成 30 年 3 月
常 陸 大 宮 市



はじめに



本市は、那珂川や久慈川の豊かな清流，八溝山地の豊かな森林，里山，そして水や緑に囲まれた歴史・文化など，多彩で恵み豊かな環境を基盤に，地域の人々の暮らしをはじめ，農林業，観光・レクリエーション，工業などの生産・産業を中心に発展してきました。

しかしながら，社会経済の発展や生活様式の多様化などに伴い，快適で豊かな生活を営む一方で，廃棄物問題，身近な自然環境の減少，温室効果ガス排出量の増加による地球温暖化をはじめとする，地球規模での環境問題が深刻な事態となっております。

こうした状況を踏まえ，平成 20 年に策定した常陸大宮市環境基本計画に基づき，環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが，このたび，計画期間が満了となることから，これまで取り組んだ成果や課題を検証し，環境面における課題の解決を図り，常陸大宮市環境基本条例に定める基本理念の実現を目的とした新たな常陸大宮市環境基本計画を策定いたしました。

今後は，常陸大宮市の望ましい環境像「豊かな自然と調和した環境にやさしいまち」の実現に向け，積極的に計画を推進してまいります。

そのためには，市民，市民団体，事業者，市が一体となり相互に連携・協力していくことが大切であると考えておりますので，今後とも皆様のご理解とご協力，そして積極的な参画を賜りますようお願い申し上げます。

最後に，この計画の策定にあたり，貴重なご意見，ご提言を賜りました常陸大宮市環境審議会委員の皆様をはじめ，アンケート調査にご協力をいただきました多くの方々に，心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

常陸大宮市長

三次真一郎

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 2 |
| 第1節 計画策定の趣旨 | 2 |
| 第2節 計画の位置付け | 3 |
| 第3節 各主体の役割 | 4 |
| 第4節 計画の構成 | 5 |
| 第5節 計画の期間 | 5 |
| 第6節 計画が対象とする環境の範囲 | 6 |
| 第7節 計画が対象とする地域 | 6 |
| 第2章 環境の現状と課題 | 8 |
| 第1節 市域の概況 | 8 |
| 第2節 環境の現状 | 11 |
| 第3節 環境の課題 | 28 |
| 第3章 計画の方向性 | 32 |
| 第1節 望ましい環境像 | 32 |
| 第2節 基本目標 | 33 |
| 第3節 計画の体系 | 38 |
| 第4章 施策の展開 | 42 |
| 基本目標Ⅰ 地球を思いやるやさしい心を育むまち | 43 |
| 基本目標Ⅱ 豊かな自然とのふれあいを育むまち | 48 |
| 基本目標Ⅲ ものを大切にし快適に暮らせるまち | 56 |
| 基本目標Ⅳ 清らかな水と空気を大切にし安心して暮らせるまち | 63 |
| 基本目標Ⅴ 地域を思いやり環境を守る人を育むまち | 69 |
| 重点施策 | 73 |
| 第5章 計画の推進と進行管理 | 84 |
| 第1節 推進体制 | 84 |
| 第2節 進行管理 | 86 |
| 資料編 | |
| 資料1 常陸大宮市環境基本条例 | 88 |
| 資料2 諮問・答申 | 92 |
| 資料3 計画策定の経過 | 94 |
| 資料4 常陸大宮市環境審議会委員名簿 | 95 |
| 資料5 環境にやさしいまち宣言 | 96 |
| 資料6 用語解説 | 97 |

第 1 章

計画の基本的事項



第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

常陸大宮市は緑豊かな森林や清流，実り豊かな里山に恵まれています。そこには多くの動植物が生息・生育し，豊かな生物多様性を形成しています。

しかしながら，便利で物質的な豊かさを求める生活様式の普及，少子高齢化の進展と合わせて，人と自然とのかかわりも次第に希薄になってきています。私たちの暮らしに豊かな恵みと潤いをもたらしてきた森林や農地，水辺などの維持管理が困難になり，森林の荒廃，耕作放棄地の増加，ごみの散乱，野生生物の生息環境の変化に伴う農作物への鳥獣被害など，様々な問題が起きています。

加えて，大量生産・大量廃棄は，市内の自然環境や生活環境に影響を及ぼしました。現在も山林での不法投棄や町中でのポイ捨てが問題となっています。

一方，視点を地球環境に向けると，温暖化の進行が深刻な問題となっています。常陸大宮市でも，異常気象や外来種の侵入などの影響が顕在化しています。

今後は，温室効果ガス排出の低減に加え，温暖化の影響に対する適応も求められています。

これらの環境問題に対応するため，常陸大宮市では平成18年に「市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境の確保」を目的とした「常陸大宮市環境基本条例」を制定しました。続けて，平成20年には望ましい環境像に“清流と里山に学び，みんなで創る 環境にやさしいまち 常陸大宮”を掲げた「常陸大宮市環境基本計画」を策定しました。

平成25年には，環境の状況や市民・事業者の意識の変化を踏まえ，「常陸大宮市環境基本計画」（以下，前計画という。）を改訂しました。前計画では，東日本大震災や原子力発電所の事故の教訓を反映しています。

前計画の改訂から5年が経過し，平成29年度に計画期間が満了となることから，現在市が抱える環境面における課題の解決を図り，常陸大宮市環境基本条例に定める基本理念の実現を目的とした新たな「常陸大宮市環境基本計画」（以下，本計画という。）を策定します。

本計画は，市が実施する施策だけではなく，市民や事業者の環境保全への取組の基本的なあり方や具体的な指針を示し，協働で環境を守り，育てていく「道しるべ」となるものです。

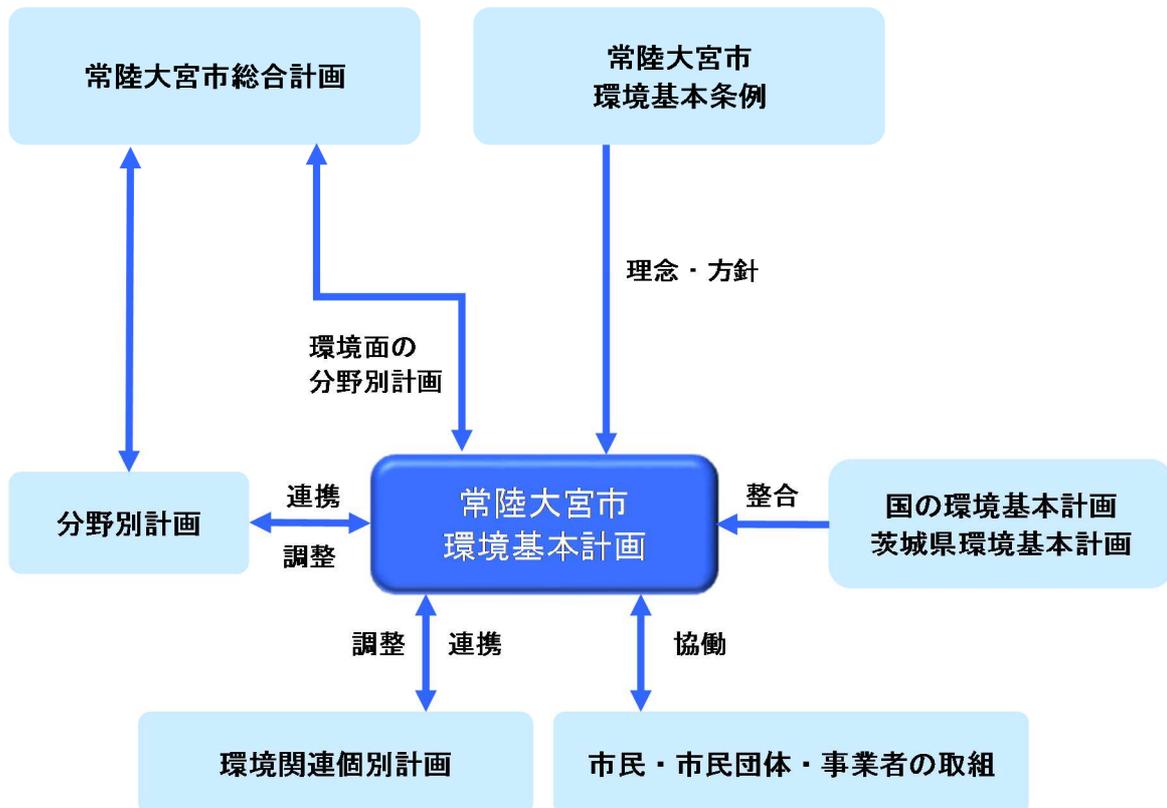
第2節 計画の位置付け

本計画は、「常陸大宮市環境基本条例」第8条に基づく計画であり、市の将来像を示す常陸大宮市総合計画基本構想・基本計画の分野別計画として位置付けられます。

また、市の個別の計画・事業の立案や実施に当たって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

あわせて、市民・市民団体・事業者が、それぞれの立場に立って、環境の保全や創造に向けて積極的に行動していくことが望まれる取組や、協働により取り組んでいく内容を示しています。

〈 計画の位置付け 〉

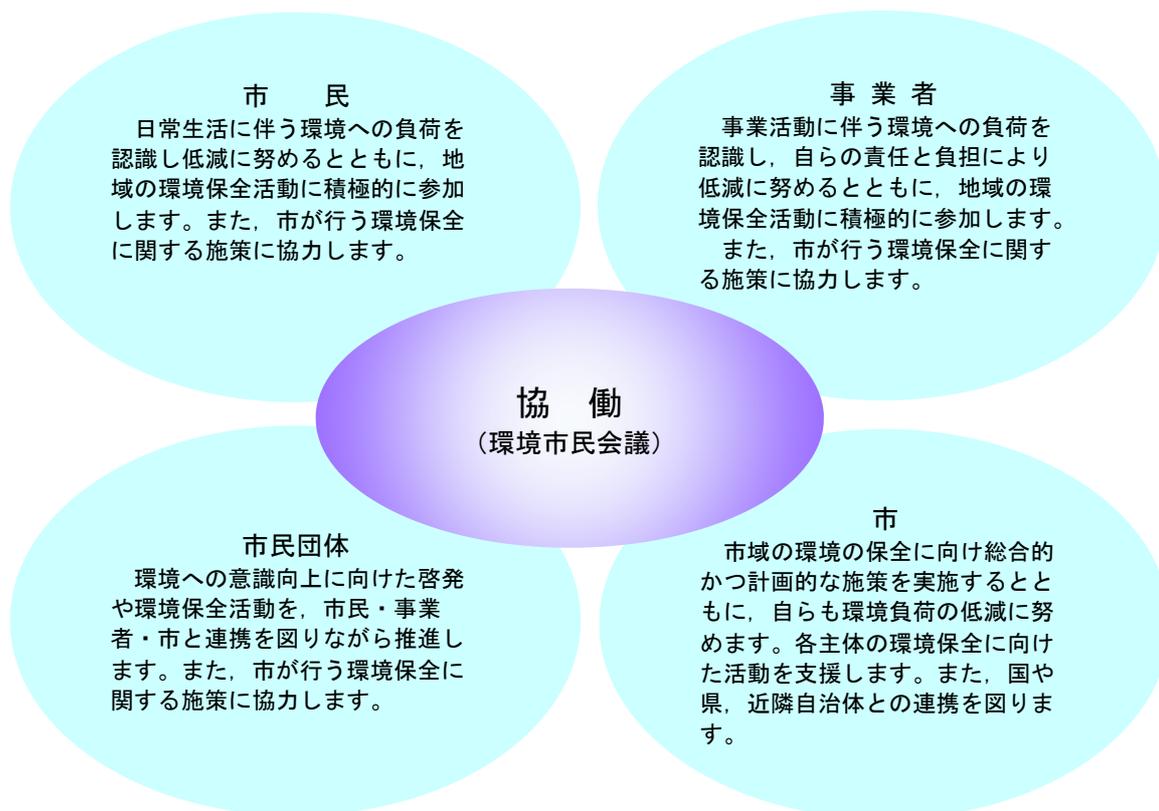


第3節 各主体の役割

本計画の目指す環境像や基本目標を実現していくためには、地域を構成する市民・市民団体・事業者・市のそれぞれが役割を分担し、相互に連携・協力していくことが必要です。

各主体の役割と連携は、次のようになります。

〈 各主体の役割 〉



市の花
(ばら)



市の木
(さくら)

第4節 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

| | |
|----------------|------------------------------------|
| 第1章 計画の基本的事項 | 計画策定の趣旨，位置付け，各主体の役割，計画の期間，対象地域 |
| 第2章 環境の現状と課題 | 市域の概況，環境の現状（施策の進捗，市民の環境意識調査），環境の課題 |
| 第3章 計画の方向性 | 望ましい環境像，基本目標，計画の体系 |
| 第4章 施策の展開 | 市の施策，市民の取組，事業者の取組，重点施策 |
| 第5章 計画の推進と進行管理 | 推進体制，進行管理 |

第5節 計画の期間

計画の期間は，平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。ただし，計画期間中においても，計画の進捗，社会情勢の変化や新たな環境問題の発生などの状況の変化に適切に対応するため，必要に応じ見直すものとします。



市の鳥
（かわせみ）

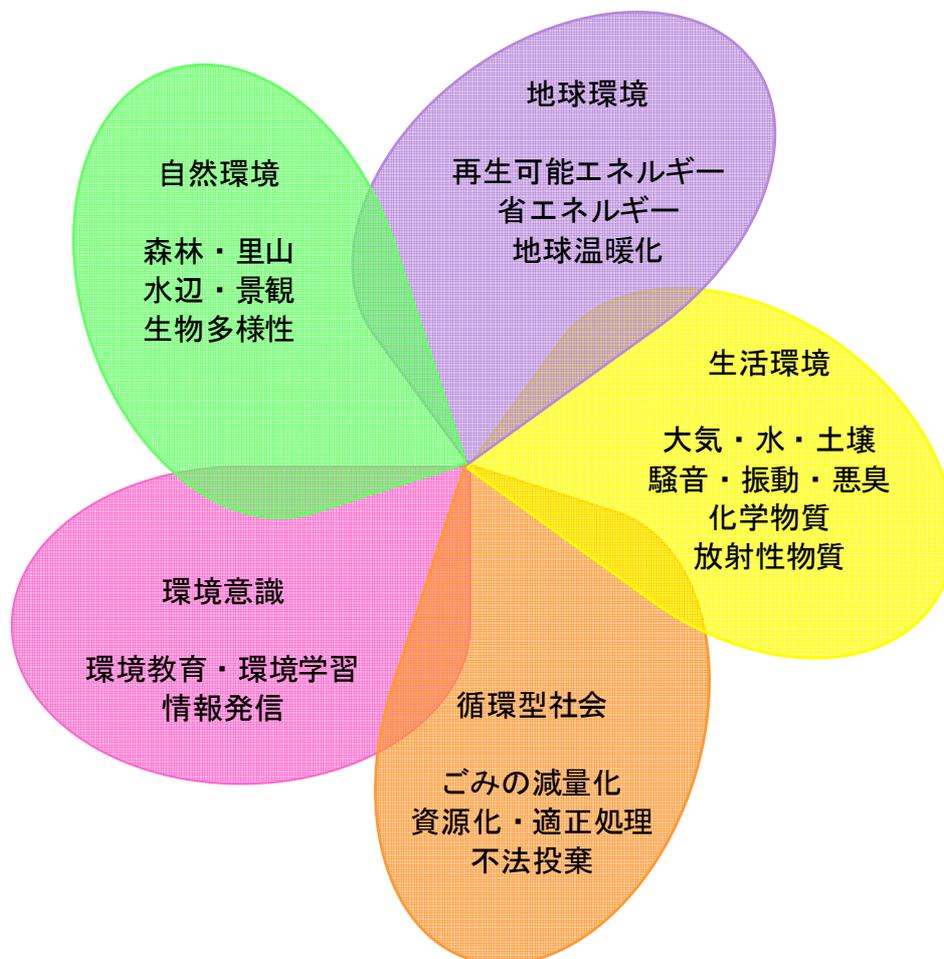


市の魚
（あゆ）

第6節 計画が対象とする環境の範囲

常陸大宮市環境基本条例に規定する方針，総合計画を踏まえ，対象とする環境の範囲を次のとおりとします。

〈 計画が対象とする環境の範囲 〉



第7節 計画が対象とする地域

本計画の対象地域は，常陸大宮市全域とします。

なお，環境の保全に当たっては，近隣市町や県の協力をはじめ，流域や文化・経済圏，地球規模まで考えていく必要があり，状況に応じて広域的な調整を図るものとします。

第2章

環境の現状と課題



第2章 環境の現状と課題

第1節 市域の概況

1-1 位置と地勢

常陸大宮市は、茨城県北西部の中山間地域に位置し、約 348 平方キロメートルという広大な行政面積を有し、その約 6 割が森林となっています。

河川は、市域の南側を北西から南東に流下する那珂川、東側を北から南に流下する久慈川の清流をはじめ、それらに流入する緒川、玉川などが流下し多彩な水辺環境を形成しています。

また、森林が広がる北部の阿武隈・八溝山地や南部の起伏のなだらかな丘陵地と農地や市街地からなる大宮台地、河川沿いの水田や集落からなる谷底平野など変化に富んだ地形がみられます。

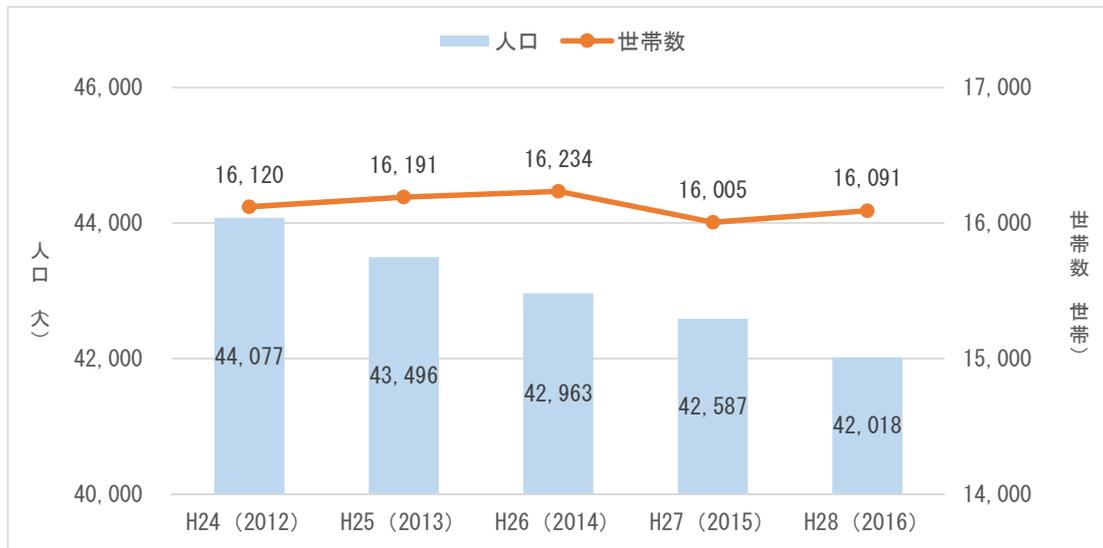
〈 常陸大宮市の位置図 〉



1-2 人口

人口及び世帯数は、減少傾向となっています。常陸大宮市人口ビジョンの将来展望によると、今後も人口の減少が続き 2060 年には約 22,200 人になると予測しています。

〈 人口・世帯数の推移 〉

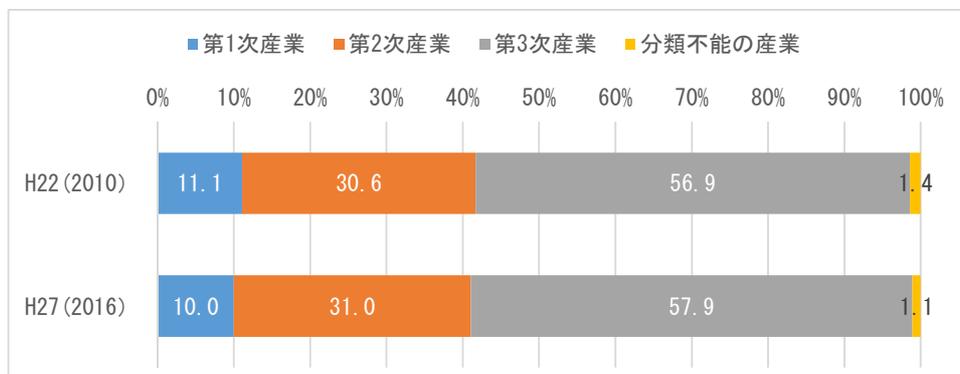


出典：常陸大宮市統計データ

1-3 産業別就業者数

平成 22 年（2011 年）に 21,675 人であった就業者数は、平成 27 年（2016 年）に 20,344 人と減少しています。産業別就業者割合では、農林業などの第 1 次産業は減少し、製造業などの第 2 次産業とサービス業などの第 3 次産業は増加しています。

〈 産業別就業者数割合の推移 〉

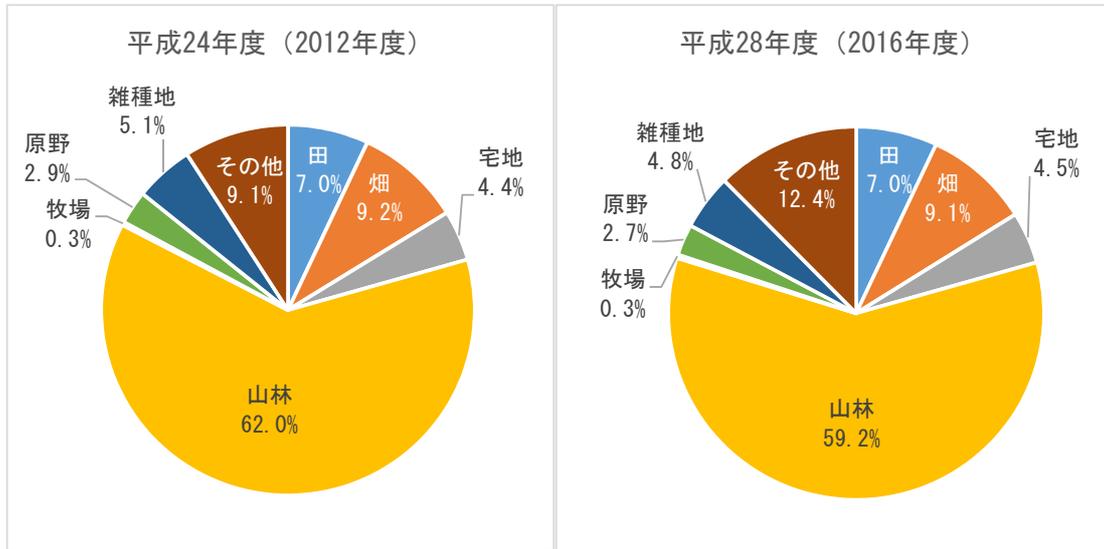


出典：国勢調査

1-4 土地利用状況

土地利用面積の割合は、約 6 割を山林が占めています。平成 24 年度（2012 年度）と平成 28 年度（2016 年度）を比較すると大きな変動はみられません。

〈 土地利用状況割合の推移 〉

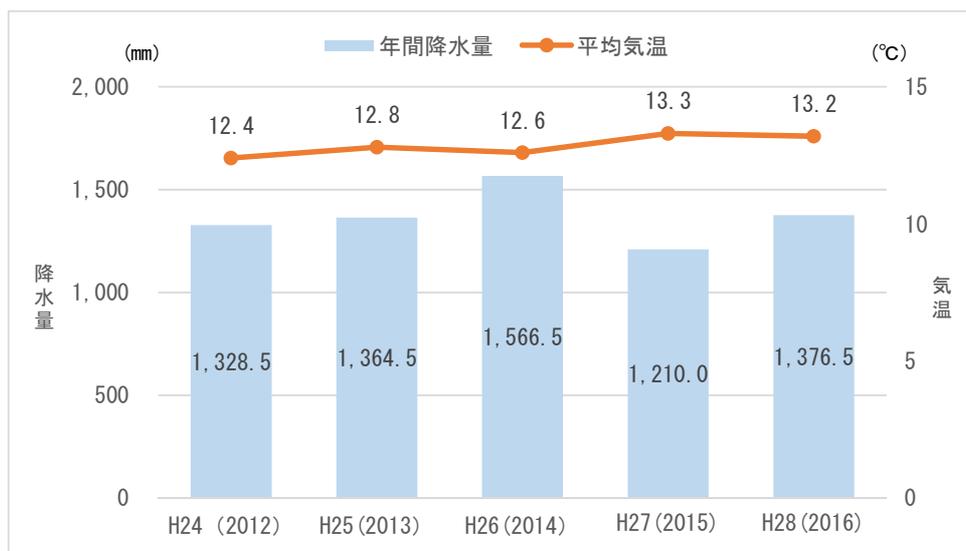


出典：常陸大宮市統計データ

1-5 気象

降水量は年によるばらつきがみられます。平均気温は僅かに上昇しています。

〈 降水量と平均気温の推移 〉



出典：気象庁（常陸大宮地域気象観測所）

第2節 環境の現状

環境の現状については、各種調査結果、前計画の施策の進捗、環境意識調査の結果を環境の範囲ごとにとりまとめました。

なお、環境意識調査の概要は、次のとおりです。

〈 環境意識調査の概要 〉

| 調査対象 | | 回収率 | 調査期間 |
|-------|------------------------------|-------|------------------|
| 小学5年生 | 297人 | 98.7% | 平成29年7月12日～7月19日 |
| 中学2年生 | 371人 | 92.2% | 平成29年7月12日～7月19日 |
| 市民 | 市内在住の20歳以上80歳未満の無作為抽出の1,000人 | 33.4% | 平成29年7月19日～8月10日 |
| 事業者 | 市内にある事業所から無作為抽出の100社 | 70.0% | 平成29年7月19日～8月10日 |



休場展望台からの景色

2-1 地球環境

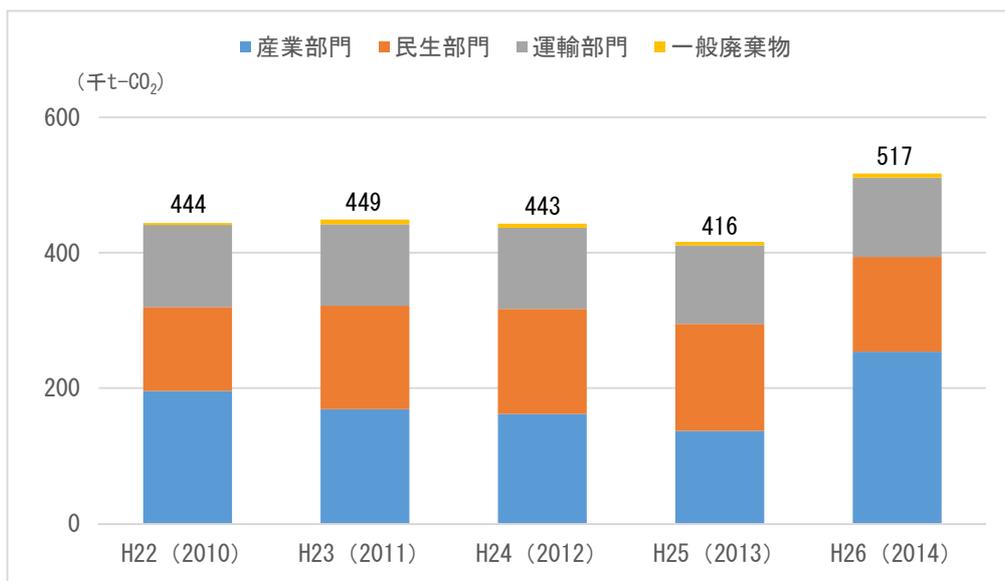
● 現状

私たちが豊かで快適な生活を得ることにより、その日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスは増加し、今や地球温暖化は世界でも大きな問題となっています。その影響は、平均気温の上昇、台風の大型化やゲリラ豪雨等の異常気象、海面の上昇などに現れるとともに、年々深刻化し、人類をはじめとした地球に暮らす生物の生存や健康を脅かしています。

国では、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定を踏まえ、温室効果ガス削減目標を 2030 年度に 2013 年度比 26.0% 減（2005 年度比 25.4% 減）の水準にするとしています。

本市の温室効果ガス排出量は、減少傾向で推移していましたが、平成 26 年（2014 年）には増加に転じています。これは、産業部門が大きく増加したことが要因です。

〈 本市の温室効果ガス排出量の推移 〉



出典：環境省 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト

● 市の施策の進捗

温室効果ガス排出量の削減に向け、住宅用太陽光発電システム設置補助、高効率機器であるエコキュート設置補助、エコアクション 21 の認証の継続、公共交通機関である市民バスの運行、JR 水郡線の利用促進等を実施してきました。

その結果、市役所及び関連施設からの温室効果ガス排出量は、平成 17 年度（2005 年度）から平成 28 年度（2016 年度）は 38.3% 削減しています。また、住宅用太陽光発電システムによる発電量は、平成 21 年度（2009 年度）1,021kWh から平成 28 年度（2016 年度）3,315kWh と大きく増加しています。

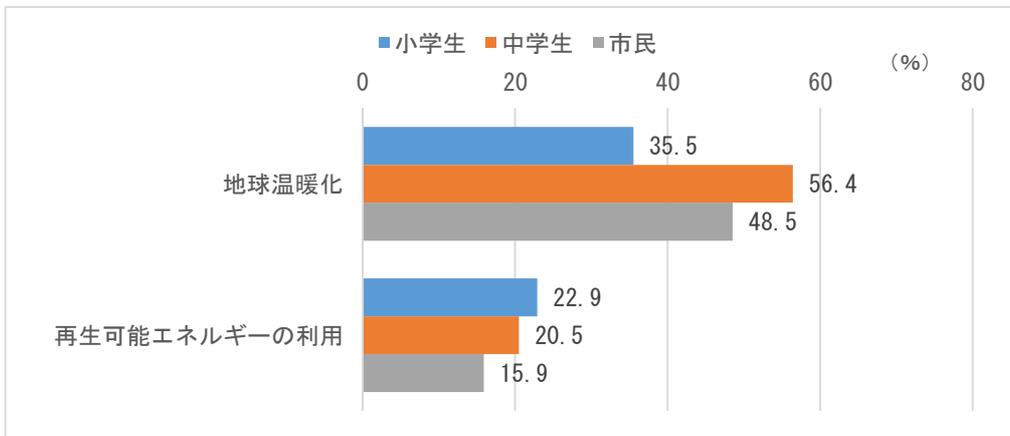
● 市民の環境意識調査結果

地球温暖化への関心の割合は、すべての世代で高くなっています。

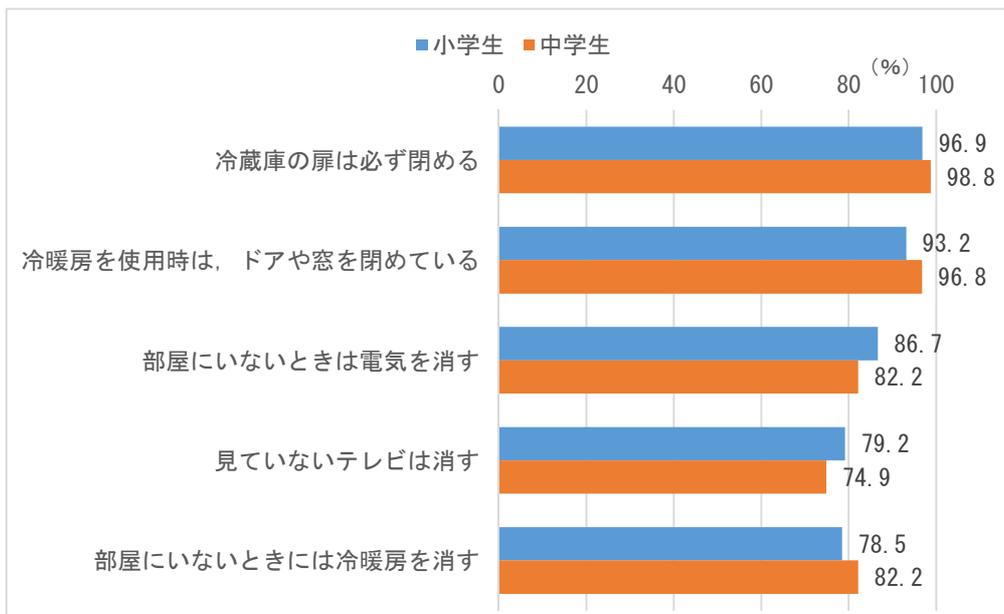
環境保全に向け行っていることとしては、小学生，中学生，市民，事業者で温室効果ガス排出量の削減に向けた省エネルギーや節約に取り組む割合が高くなっています。しかし、初期投資が高額となるハイブリッド車や電気自動車，太陽光発電の利用などについては、市民，事業者とも実施の割合が低くなっています。

優先して取り組むべき環境課題としては、太陽光やバイオマスエネルギーの利用より、省エネルギーなどの地球温暖化対策を望む割合のほうが高くなっています。

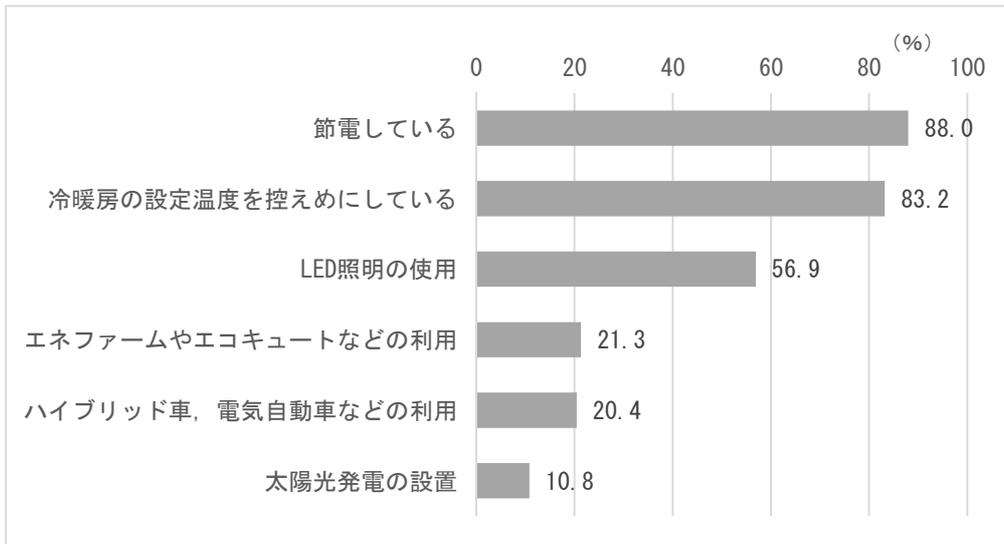
〈 環境問題への関心 〉



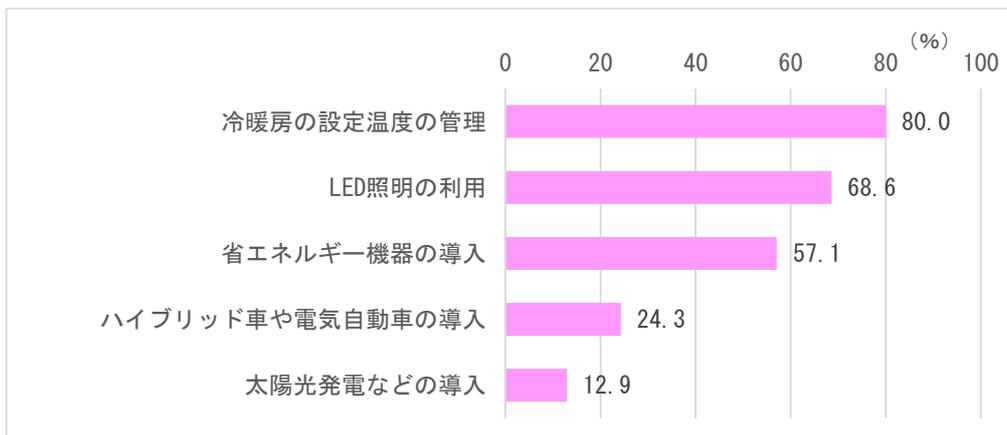
〈 環境保全に向け行っていること：小学生・中学生 〉



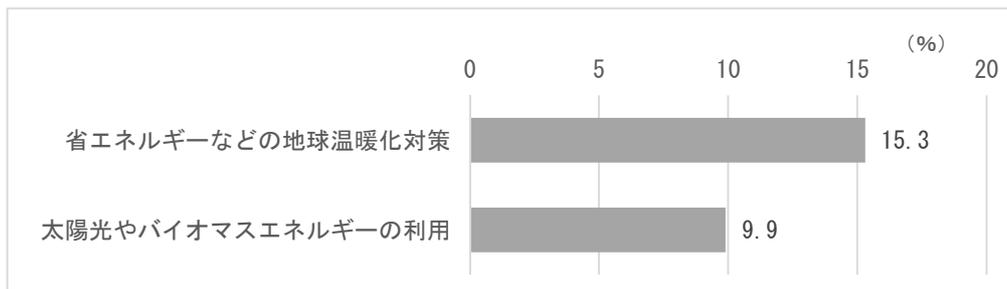
〈 環境保全に向け行っていること：市民 〉



〈 環境保全に向け行っていること：事業者 〉



〈 優先して取り組むべき環境課題：市民 〉



2-2 自然環境

● 現状

本市の北側は阿武隈山系及び八溝山系の南端の標高 400m の山地からなり、南東に順次高度を下げ、那珂川や久慈川に至っています。

河川は、山地や丘陵地・台地を複雑に刻み、網状に発達した里山を形成し、多彩な自然環境や景観を形成しています。

本市の北部及び久慈川沿いは奥久慈県立自然公園、南部は御前山県立自然公園に指定されています。自然環境保全地域として、鷲子山（美和地域）、地割（山方地域）が指定されています。

〈 県立自然公園・環境保全地域 〉

| 名 称 | 関係市町村 | 公園面積 (ha) |
|-------------|-----------------|--------------|
| 奥久慈県立自然公園 | 常陸大宮市，常陸太田市，大子町 | 10,410 |
| 御前山県立自然公園 | 常陸大宮市，城里町 | 7,380 |
| 鷲子山自然環境保全地域 | 常陸大宮市（美和地域） | 6.5 |
| 地割自然環境保全地域 | 常陸大宮市（山方地域） | 10.20 |

● 市の施策の進捗

自然と人との豊かなふれあいの確保と恵み豊かな自然を良好な状態で将来の世代に引き継ぐため、間伐などの森林保全への補助、有害鳥獣による農作物への被害防止対策及び公園の維持管理を行ってきました。

また、市産材使用木造住宅建設助成及び環境保全型農業への支援も実施してきました。



水害防備林の保全間伐

● 市民の環境意識調査結果

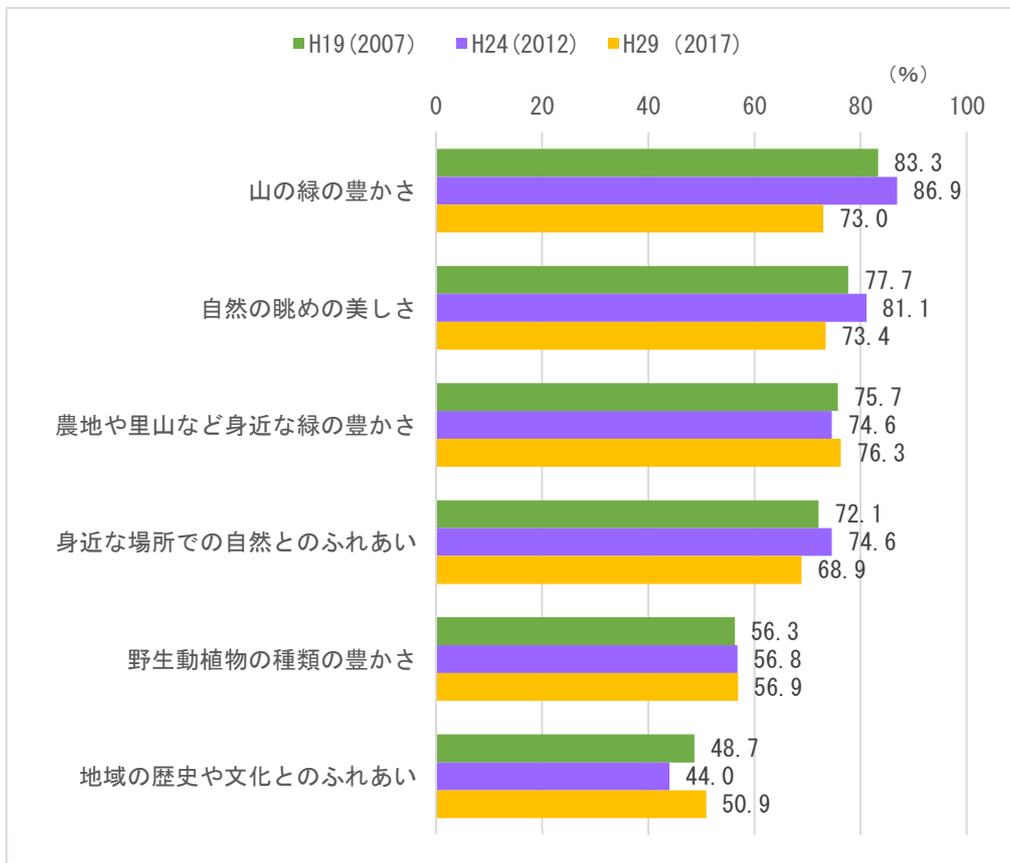
自然環境への満足度は、山の緑の豊かさ、自然の眺めの美しさ、農地や里山など身近な緑の豊かさ及び身近な場所での自然とのふれあいは高い傾向で推移しています。しかし、野生動植物の種類豊かさ及び地域の歴史や文化とのふれあいは、他の項目と比べて低い傾向で推移しています。

有害鳥獣による農作物の被害への関心は、小学生、市民で高くなっています。

また、環境保全に向け行っていることでは、野生動植物はむやみにとらないは、小学生、中学生、市民のすべてで取り組まれています。

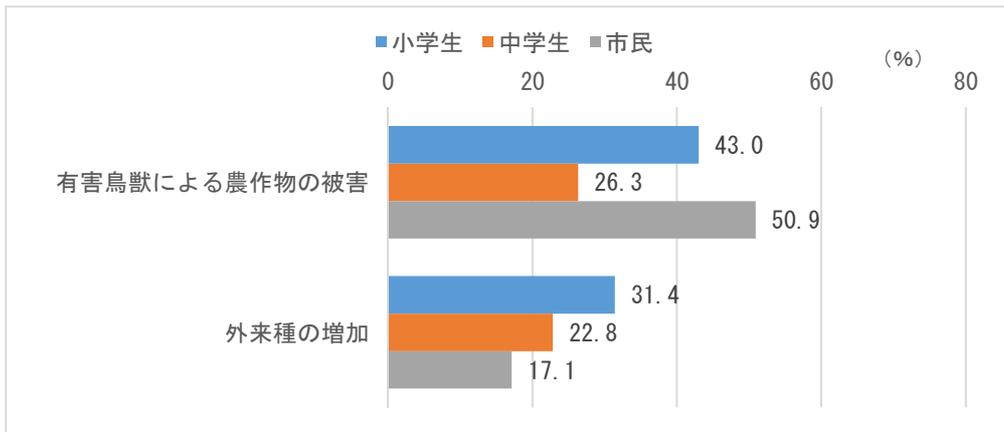
優先して取り組むべき環境課題では、自然とふれあえる公園や河川の整備、有害鳥獣対策が高くなっています。

〈 満足度の推移：市民 〉

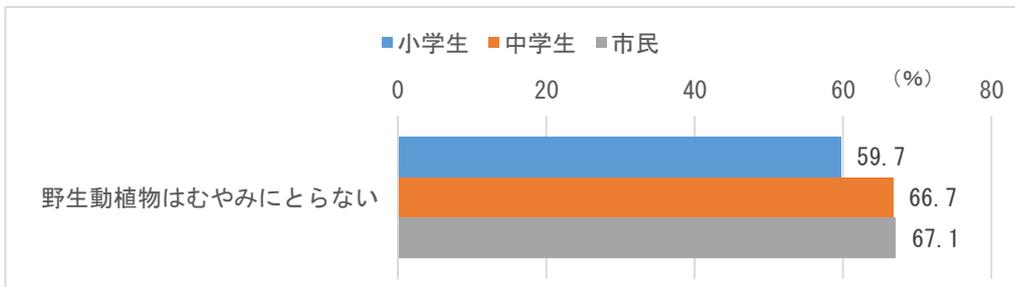


辰ノ口さくらまつり

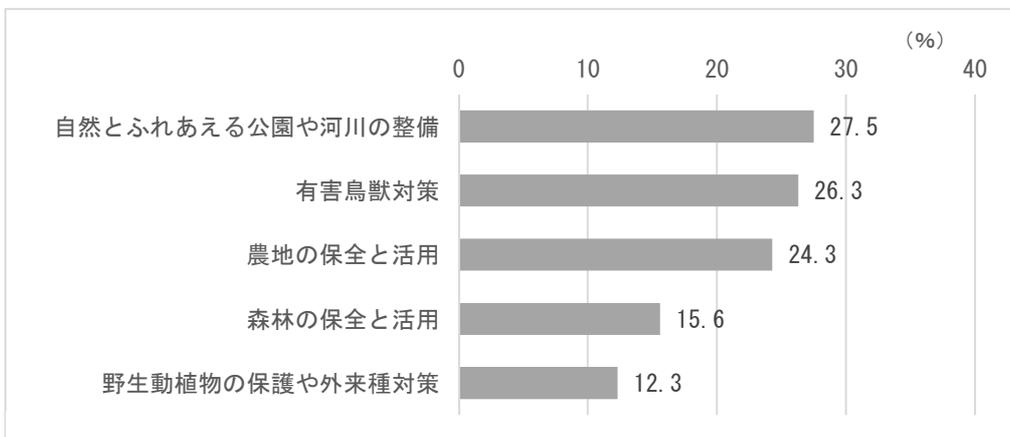
〈 環境問題への関心 〉



〈 環境保全に向け行っていること 〉



〈 優先して取り組むべき環境課題：市民 〉



オオキンケイギク（特定外来種）

オオキンケイギクとは

北アメリカ原産のキク科の帰化植物で、5月～7月に黄色の花をつけます。

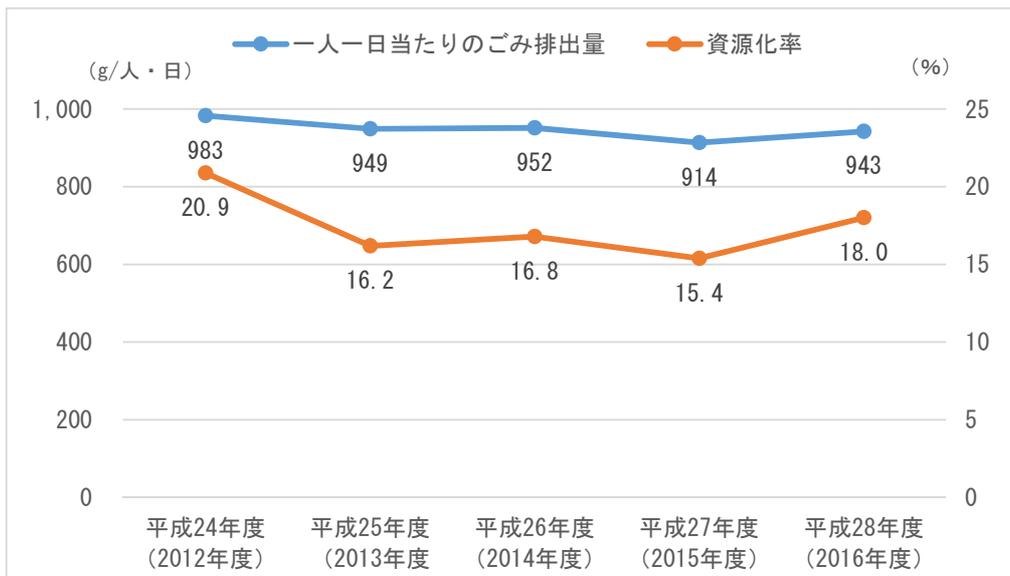
栽培・運搬・販売、野外に放つことは禁止されています。

2-3 循環型社会

● 現状

本市の一人一日当たりのごみ排出量は、年度によるばらつきがみられますが、減少傾向で推移しています。資源化率も年度によるばらつきがみられ、全体としては減少傾向にあります。

〈一人一日当たりのごみ排出量・資源化率の推移〉



出典：常陸大宮市

● 市の施策の進捗

資源を大切にするとともに、ごみを最低限に減らす持続可能な資源循環型社会の構築に向けて、ごみの減量及びリサイクルの取り組みを実施してきました。

ごみの減量や資源化に向けた具体的な事業としては、パンフレットの作成、広報活動、資源ごみ回収補助及び木質バイオマスボイラーの設置などを実施してきました。更に、ごみの減量、分別の意識啓発に向け環境センターの施設見学や地域での資源物の集団回収を行っています。

また、廃棄物の適正処理に向け、ごみステーションの整備、ごみ収集カレンダーの作成、不法投棄監視パトロール及び地域住民との協働による道路や河川等のクリーン作戦を実施してきました。



不法投棄の状況

● 市民の環境意識調査結果

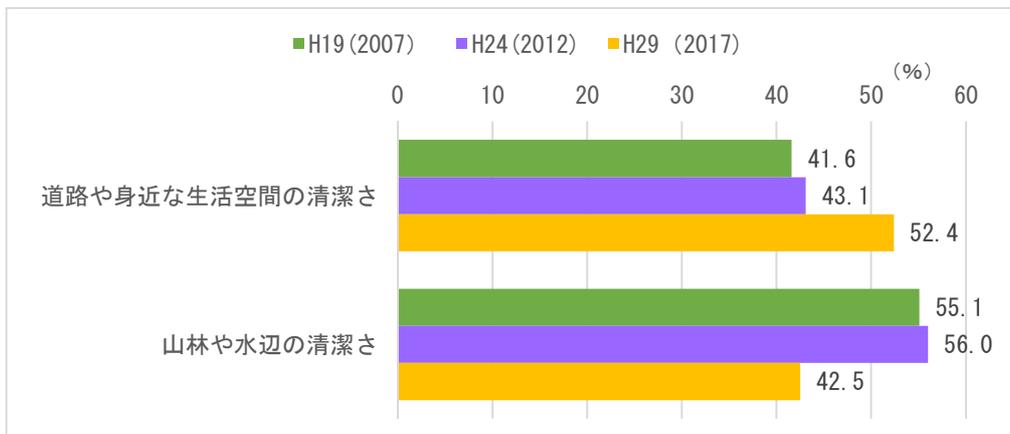
市内の清潔さへの満足度は、50%前後のやや低い傾向で推移しています。

ごみのポイ捨てや不法投棄への関心は、すべての世代で高くなっています。

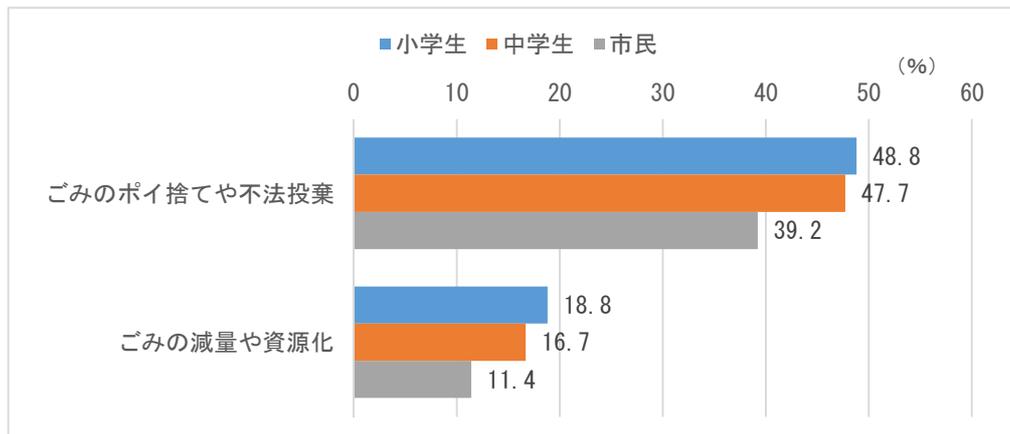
環境保全に向け行っていることとして、市民では、ごみの減量化や資源化に向け取り組む割合が高くなっています。しかし、生ごみのたい肥化に取り組む割合は低くなっています。事業者では、資源物の分別や再生紙や紙の両面使用に取り組む割合が高くなっています。

清潔さへの満足度が低い結果を反映し、優先して取り組むべき環境課題でもポイ捨てや不法投棄対策の割合が高くなっています。

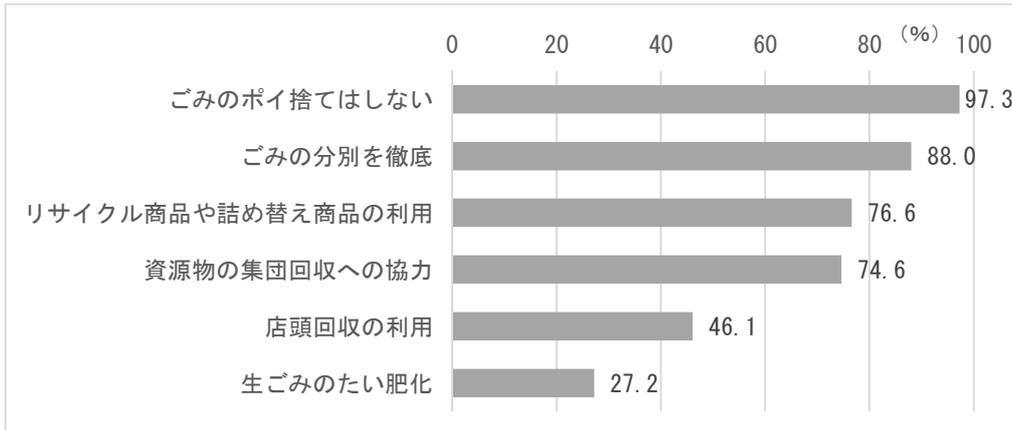
〈 満足度の推移：市民 〉



〈 環境問題への関心 〉



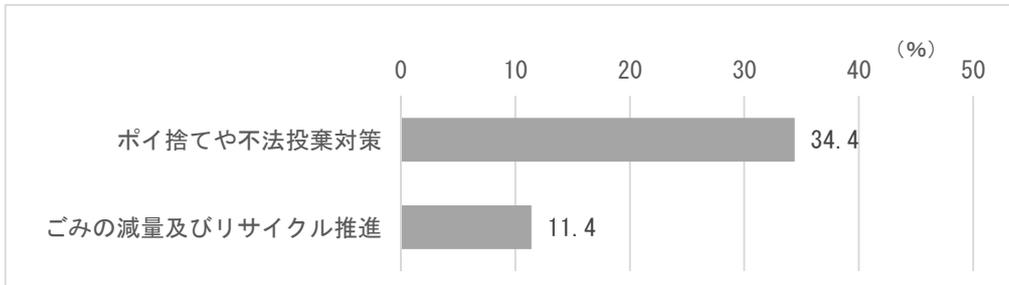
〈 環境保全に向け行っていること：市民 〉



〈 環境保全に向け行っていること：事業者 〉



〈 優先して取り組むべき環境課題：市民 〉



大宮地方環境整備組合 環境センター
資源ごみのストックヤード

2-4 生活環境

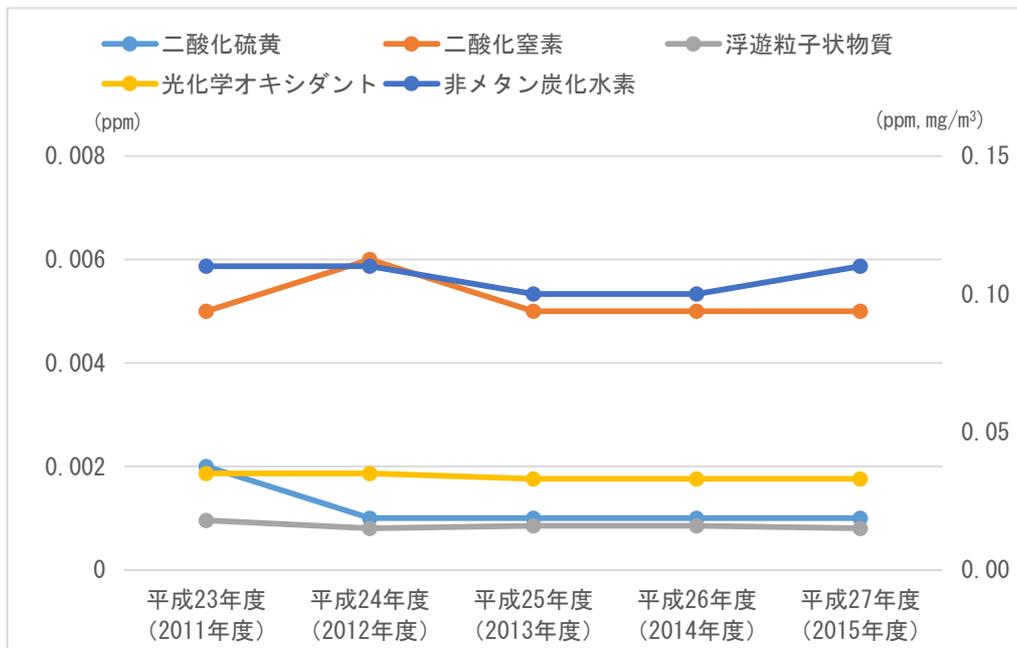
● 現状

大宮野中大気常時監視測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素の測定を行っています。更に、平成26年度（2014年度）からは微小粒子状物質（PM2.5）の測定を行い、平成26年度（2014年度）は $9.1\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、平成27年度（2015年度）は $9.8\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっています。

光化学オキシダント以外の項目では、環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、市域を超えて移動する広域的な大気汚染で、茨城県全域で環境基準が未達成となっています。

市内の公共用水域の生物化学的酸素要求量は、すべての調査地点で環境基準を達成しています。

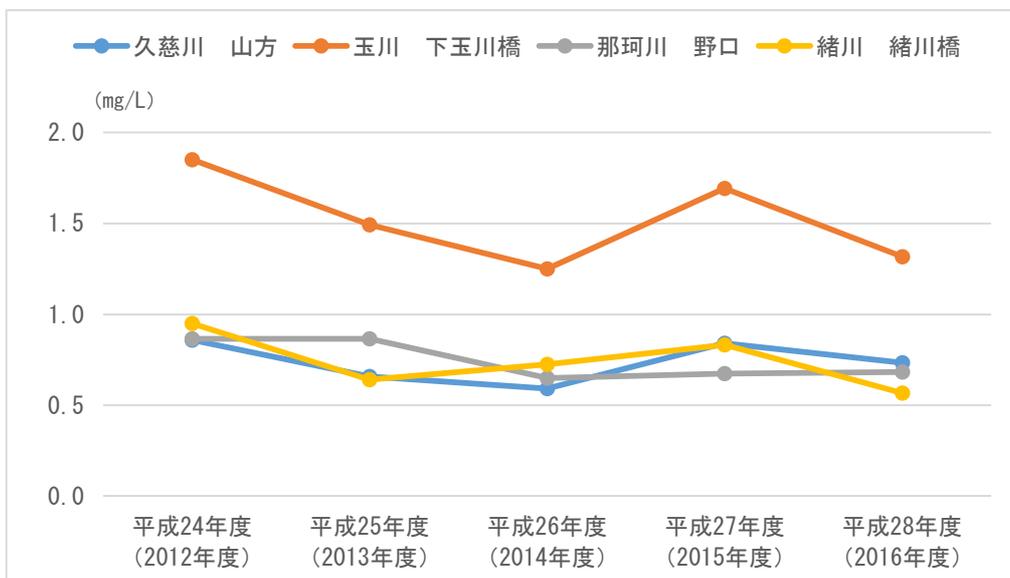
〈 大宮野中大気常時監視測定局大気汚染物質測定結果の推移 〉



出典：茨城県

| 大気環境基準 | |
|--------------------------|---|
| 物質 | 環境上の条件 |
| 二酸化硫黄 (SO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 |
| 浮遊粒子状物質 (SPM) | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| 二酸化窒素 (NO ₂) | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| 光化学オキシダント | 1時間値が0.06ppm以下であること。 |

〈 公共用水域生物化学的酸素要求量の推移 〉



出典：茨城県

● 市の施策の進捗

大気環境の保全や水質汚濁の防止による良好な環境の保持に向け、発生源となる事業場への法や条例遵守の指導に取り組みました。また、野焼き防止の指導、公害に関する苦情の対応、公共用水域の水質の監視を行いました。家庭からの排水の浄化のため、生活排水処理施設の整備などを実施してきました。



久慈川での水生生物調査

● 市民の環境意識調査結果

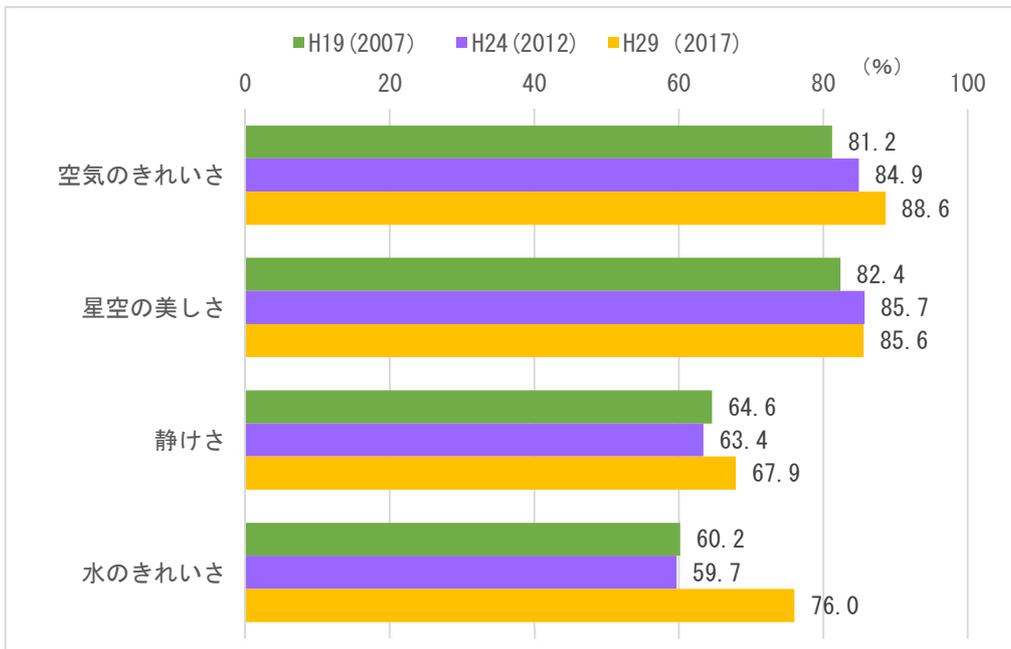
地域の生活環境への満足度は、空気のきれいさや星空の美しさは80%を超えて推移しています。それ以外も高い傾向で推移しています。

小学生と中学生では車の走行による空気の汚れや音、市民では放射線の影響への関心の割合が高くなっています。

また、環境保全に向けた取組は、市民、事業者とも高い割合で実施されています。

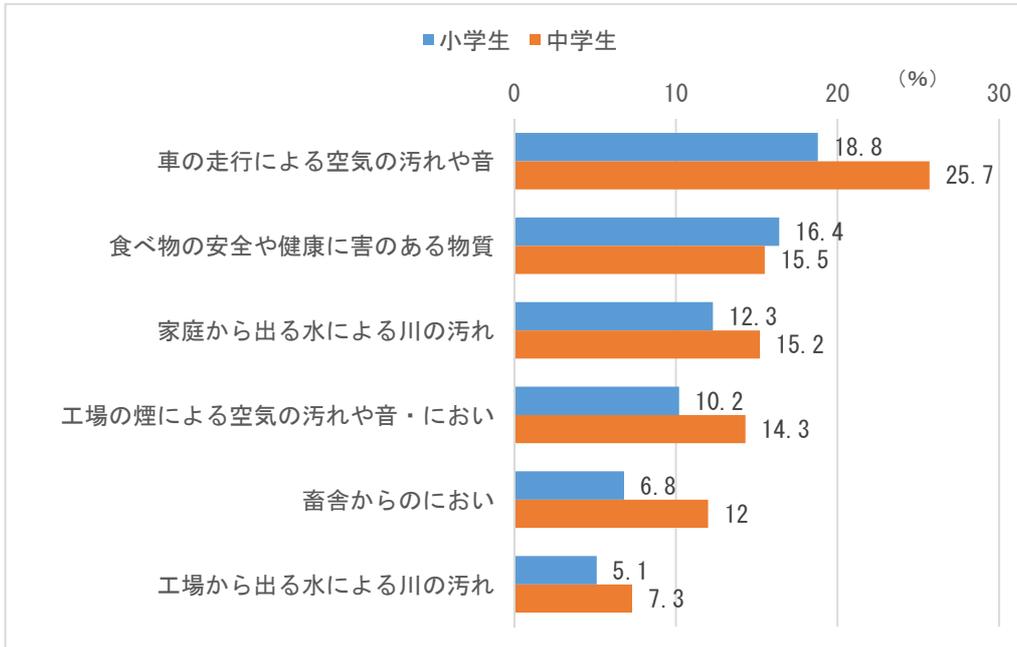
優先して取り組むべき環境課題では、川や水路の水質保全の割合が高くなっています。

〈 満足度の推移：市民 〉

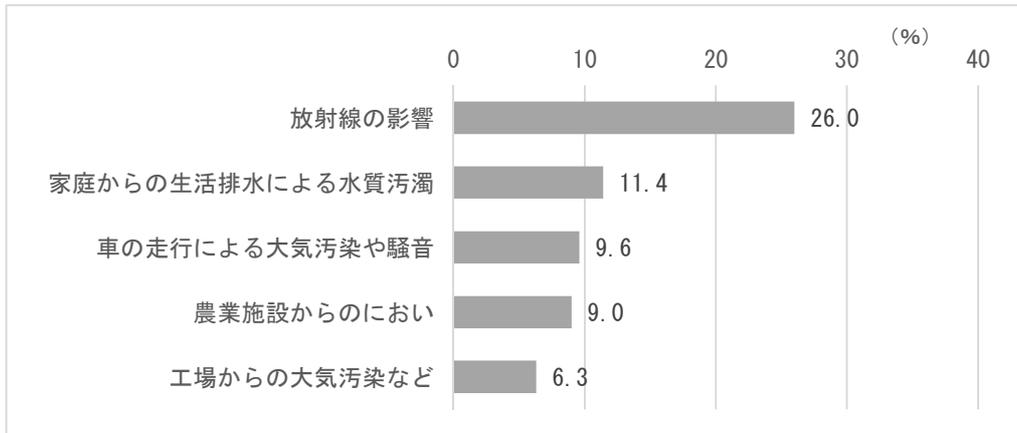


十二所淵

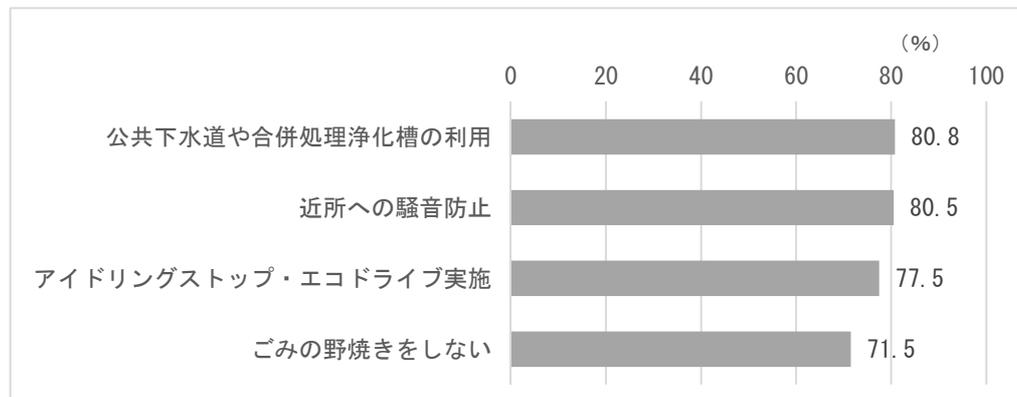
〈 環境問題への関心：小学生・中学生 〉



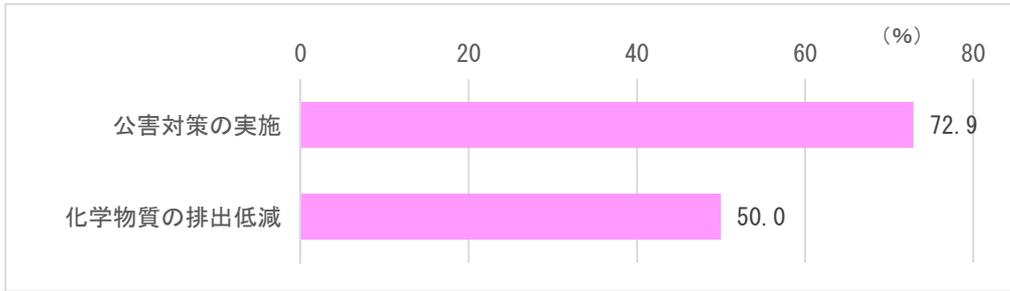
〈 環境問題への関心：市民 〉



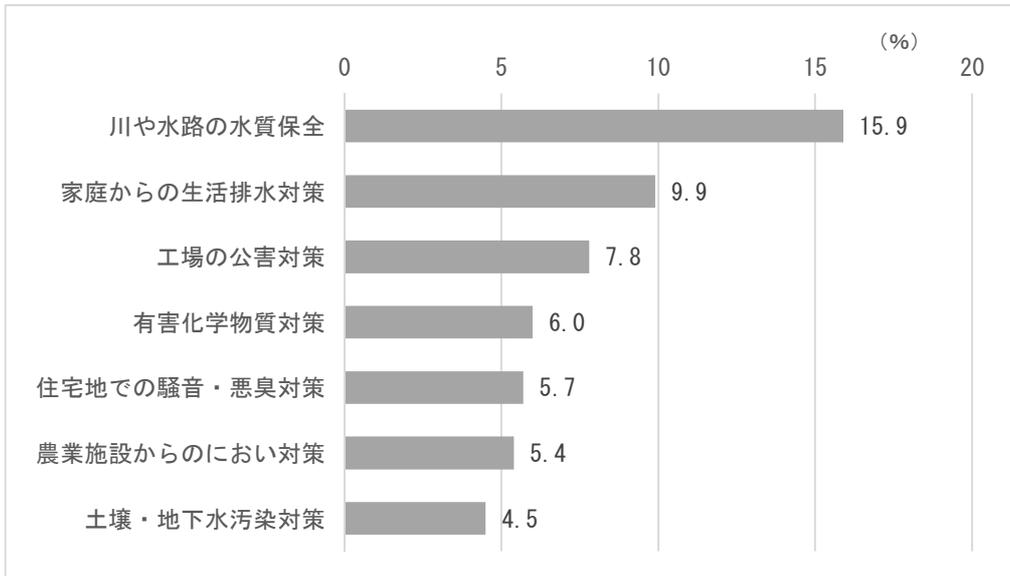
〈 環境保全に向け行っていること：市民 〉



〈 環境保全に向け行っていること：事業者〉



〈 優先して取り組むべき環境課題：市民〉



農業集落排水処理施設

2-5 環境意識

● 現状

環境保全に向けた取組を協働で進めるために市民・事業者・市で組織した環境市民会議では、市と連携した活動を行っています。しかし、参加・協力者が当初より少なく、活動の活発化に向け新たな参加・協力者を確保していかなければなりません。

また、道路や河川のクリーン作戦は、市民に定着し多くの市民が参加しており意識の高さがうかがえます。

● 市の施策の進捗

環境問題に対する関心と理解をもった人の育成や環境保全活動の活性化に向け、学校での環境教育、まちづくり講座の開催、環境市民会議の支援やホームページと広報などを活用し、環境に関する情報の発信を行ってきました。

また、環境市民会議では、体験型環境学習、視察研修、環境活動のPR、ごみ減量及び地球温暖化防止キャンペーンなどを実施してきました。

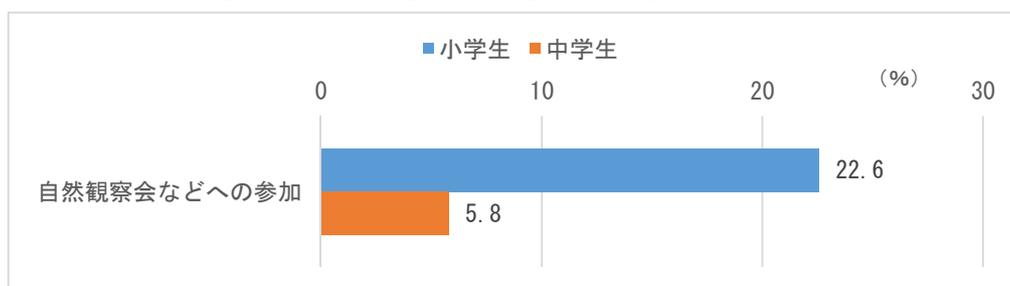
● 市民の環境意識調査結果

市民が環境保全に向け行っていることでは、小学生の自然観察会などへの参加は比較的高くなっています。市民では、地域の清掃活動への参加の割合が高くなっています。事業者では、リサイクル活動や省エネルギー活動及び地域の清掃活動に取り組まれています。

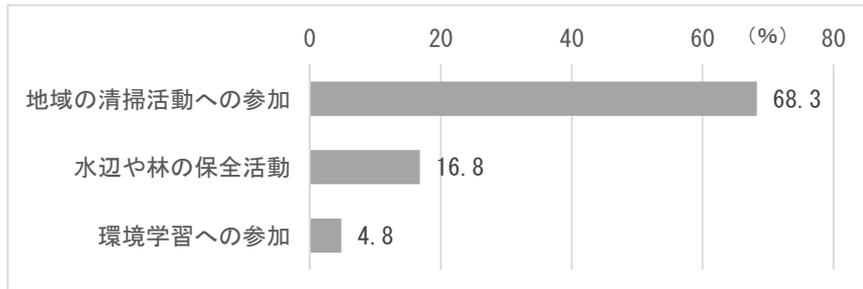
また、事業者では環境保全に向けた事業活動を実践するため、ISO14001、茨城エコ事業所及びエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの認証を取得しています。

優先して取り組むべき環境課題では、環境意識に関する課題は比較的低い割合となっています。

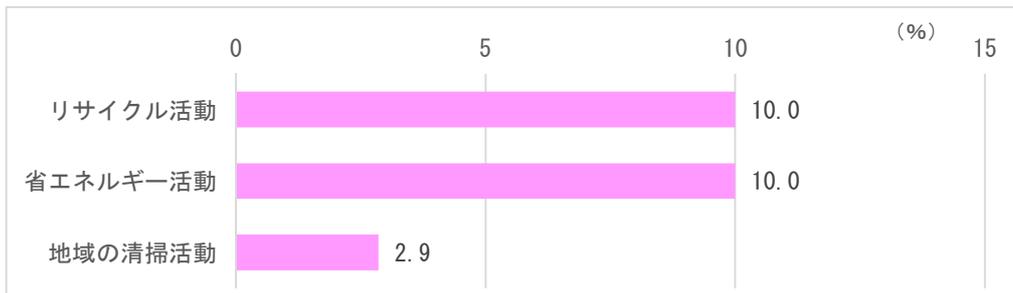
〈 環境保全に向け行っていること：小学生・中学生 〉



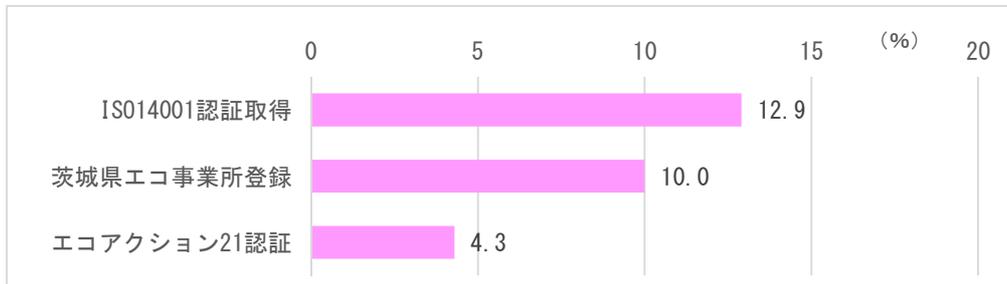
〈 環境保全に向け行っていること：市民 〉



〈 環境保全に向け行っていること：事業者 〉



〈 環境マネジメントシステム等の認証状況：事業者 〉



〈 優先して取り組むべき環境課題：市民 〉



第3節 環境の課題

3-1 地球環境

地球温暖化の防止は、地球規模での課題であり世界各国で対応が求められ、本市でも化石燃料の消費により排出される温室効果ガスの排出量削減に、取り組んできました。しかしながら、地球の温暖化は進行しており、気温の上昇やゲリラ豪雨の頻発など異常気象が起きています。

私たちの生存基盤である地球の温暖化を防止するため、温室効果ガス排出量の削減に向けた各種対策の強化が求められています。それに加え、温暖化への適応策の検討も必要となっています。

そのため、市民一人ひとりが実践する省エネルギーに向けた日常での取組の継続とともに、積極的な省エネルギー機器への転換や電気自動車などの次世代自動車の活用を推進していく必要があります。

最も身近な再生可能エネルギーである住宅用太陽光発電システムの継続した普及促進に加え、本市の豊かな森林資源をいかした木質バイオマスの更なる利活用など、エネルギーの地産地消に向けた施策を検討していかなければなりません。

3-2 自然環境

本市には緑豊かな森林、那珂川や久慈川などの清流、生産拠点でもある里山が残されています。市民の多くがこれらの豊かな自然環境を残していきたいと考えています。

しかし、高齢化による農林業の担い手不足などによる森林や里山の荒廃が市内に多くみられます。その影響で有害鳥獣による農作物への被害が急増しています。

そのため、森林や里山の植林や間伐、農地の保全などの施策に取り組んできましたが、今後も継続していかなければなりません。

市域の多くを占める森林や里山には多くの動植物が生息生育し、地域固有の生態系を維持しています。動植物の生息生育域である里山の荒廃は、地域の生態系の悪化につながります。そのため、市内の動植物の生息生育域を保全していくための施策も継続していく必要があります。

また、有害鳥獣の捕獲などの施策にも取り組んできましたが、農作物の被害を低減するため、継続した対策の実施が必要です。更に、外来種による地域固有の生態系への被害が市内において発生しているため、早期発見と拡散の防止対策を推進していかなければなりません。

3-3 循環型社会

本市では、ごみの減量化、資源化に向けた施策に取り組んでいます。しかし、資源の枯渇及び最終処分場の不足などに対応するために、今後ごみの減量化、資源化に継続して取り組んでいかなければなりません。特に、資源化率は近年低下しているため、ごみに含まれる資源の有効活用に向けた新たな施策について検討していく必要があります。

ごみの減量化、資源化には、ごみを排出するすべての人が取り組まなければならない課題のため、啓発も含めた施策の検討が必要です。

また、小学生、中学生から大人まですべての年代でごみのポイ捨てや不法投棄への関心が高くなっています。監視や清掃活動に市民や事業者と協働で取り組んできましたが、今後も不法投棄などの防止に向けた啓発や監視強化などの施策を継続していく必要があります。

さらに、ポイ捨てや不法投棄がされないまちづくりに向け、環境美化など新たな施策を検討していく必要があります。



不法投棄の状況

3-4 生活環境

本市では、県と連携して汚染物質の排出源である事業場の法や条例による規制の遵守監視を行ってきました。加えて、大気中の汚染物質のモニタリングを実施してきました。大気中の光化学オキシダント以外の項目では環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、市境を超えて汚染物質が移動する大気汚染であり、茨城県全域で環境基準が未達成となっています。

大気環境や水環境の保全に向け、発生源である事業場に対して法や条例による規制の遵守監視を継続していく必要があります。更に、大気や水の常時監視も継続していく必要があります。

また、騒音、振動、悪臭などの感覚公害は、規制基準を遵守していても不快と感じてしまうもので、これらの発生源対策にも取り組んでいかなければなりません。

市内を流れる河川の水質は改善していますが、市民の身近な水路や小川では生活排水などの流入があることから、生活排水対策も継続していかなければなりません。

また、福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質による環境汚染は、市民の安全安心な暮らしの確保に向け長期にわたり監視を続けていく必要があります。

さらに、快適な生活環境の確保の観点から、野焼きなど身近な環境問題への対応を継続して推進していきます。

3-5 環境意識

環境への意識向上による環境保全活動の推進に向け、本市では環境教育・環境学習の実施、環境情報の発信に取り組んできました。また、市民・事業者・市で構成する環境市民会議を設置し、環境保全に向けた協働による取組を実施してきました。

環境問題は、誰かにまかせておけばいいというものではなく、市民・事業者・市が一体となり協働で取り組んでいく必要があります。そのため、環境の保全に向けた協働による活動を今後も継続します。

環境保全活動の推進のため、環境学習・環境教育の継続、環境保全を積極的に取り組む人の確保が必要となります。加えて、市民・事業者・市で構成する環境市民会議の活動の活発化が求められています。

また、環境への関心を高めるため、市や県で行っている各種環境調査結果や環境保全に向けた活動、環境基本計画の進捗や計画に掲げる環境保全に向けた取組を市民に広く継続して、情報発信していきます。

第3章

計画の方向性



第3章 計画の方向性

第1節 望ましい環境像

私たちは快適で便利な暮らしを営むため、資源の消費に伴う廃棄物の増加、温室効果ガスや汚染物質の排出、土地の開発などにより環境に負荷を与えてきました。

このような現状においても、本市には緑豊かな森林や人が手を加えながら維持してきた里山、そして、そこから流れでる清流が残されています。それらの環境には、生物多様性の豊かな生態系が形成され、様々な動植物が生息・生育しています。

豊かな生態系に支えられた私たちの暮らしと生産の場は、いにしえから育まれてきたふるさとの原風景であり、私たちの心に安らぎと潤いを与えてくれます。

私たちは、先人が育んだ環境を守るとともに、暮らしと調和した持続可能な社会づくりをすべての主体と協働で進めることが必要となります。そして、その取組が本市の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくこととなります。

本市が目指す将来の望ましい環境像は、常陸大宮市総合計画の将来像及び環境基本条例の基本理念と基本方針を踏まえ、次のように定めます。

豊かな自然と調和した環境にやさしいまち



砂羅向山からの景色

第2節 基本目標

本市の環境の課題を解決し、望ましい環境像「豊かな自然と調和した環境にやさしいまち」を実現するため、次の5つの基本目標を設定します。基本目標は、緊急性や市民の関心の高さなどを考慮し、第1次計画の基本目標を見直しました。

本計画は、この5つの基本目標に沿って、環境の保全に関する施策や各主体の取組の展開方向を示します。

基本目標 I

地球を思いやるやさしい心を育むまち

私たちの快適で便利な暮らしは、大量のエネルギー消費により支えられています。現在まで使われてきた多くのエネルギーは、化石燃料から得られていました。その化石燃料の消費により排出された温室効果ガスの影響で地球温暖化が進んでいます。

本市で暮らすすべての人々が、人類の生存基盤である地球環境に負荷を与えていることを認識するとともに、日常生活や事業活動を見直し、温室効果ガス排出量を低減していかなければなりません。

そのため、エネルギーや資源を効率よく無駄なく利用していきます。

また、本市の特性を活かした再生可能エネルギーを活用し、地球にやさしい暮らしができるまちを目指します。

木質チップ用木材



基本目標Ⅱ

豊かな自然とのふれあいを育むまち

市の面積の約6割を森林が占めるとともに、那珂川や久慈川などの清流や里山が残されており、そこには豊かな生態系が生まれ生物の多様性が維持されています。

しかしながら、高齢化による農林業の担い手不足などにより森林や里山の荒廃が進み、有害鳥獣による農作物の被害が深刻になっています。

自然環境は、ひとたびバランスが崩れると、元の良好な状態に戻るまで長い時間と労力が必要となります。

この緑豊かな森林や生産の場でもある里山、清らかな水の流れが育む水辺は、そこで暮らす人々や訪れる人に安らぎと潤いを与えています。

そのため、これらの豊かな自然を守り、将来の世代に引き継ぐとともに、自然と触れ合いながら共生していくまちを目指します。



間伐の状況

基本目標Ⅲ

ものを大切にし快適に暮らせるまち

私たちの快適で便利な暮らしにより大量消費，大量廃棄型の社会経済システムが形成されてきました。このような社会経済システムは，資源の枯渇や廃棄物の種類や量の拡大，不法投棄の増加など様々な環境問題を引き起こしてきました。

大量消費，大量廃棄型のライフスタイルからの転換に向け，私たちは日常生活や事業活動を見直し，ごみの減量化，再資源化に向けた取組を実践してきました。

しかしながら，ごみに関連する問題は，地域の自然環境や生活環境に加えて地球環境にも大きな環境負荷を与えています。

そのため，資源を大切にし，ごみを減らす持続可能な循環型の生活様式や事業活動を推進します。

また，市民・事業者・市が協働し，不法投棄がないきれいなまちを目指します。



大宮地方環境整備組合 環境センター

基本目標Ⅳ

清らかな水と空気を大切にし 安心して暮らせるまち

私たちの物質的な豊かさを維持するため、大量に物が生産されてきました。その結果、汚染物質が排出され公害による健康被害などが発生しました。その後、法や条例による規制により汚染物質の排出は低減されています。

しかし、法や条例の規制対象とならない施設や家庭からの汚濁物質の排出を低減していかなければなりません。

私たちの暮らしに欠かせない空気や水、身近な生活環境を良好に保つため、汚染物質の排出の低減と監視を継続して、汚染事故の未然防止に努めます。

加えて、環境負荷の更なる低減を進め、清らかな水と空気のもと市民が安心して暮らせるまちを目指します。



久慈川
(常陸大宮市観光協会提供)

基本目標 V

地域を思いやり環境を守る人を育むまち

本市の豊かな環境を守り、将来の世代に引き継ぐためには、市民・事業者・市が、自らの日常生活や事業活動が環境にどのような影響を与えているのかを認識しなければなりません。

そして、ともに考え連携し環境負荷の少ないまちへ転換していくとともに、環境に対する関心や理解を深め、環境保全に向け積極的に活動する人を増やしていかなければなりません。

このようなことから本市では、環境市民会議を設置し、市民・事業者・市が協働で環境教育や環境学習、保全活動に取り組んできました。

そして、こうした取組は、多くの人々の参加と協力によりその効果が大きくなるため、今後とも市民・事業者・市が互いに認め合い、ともに知恵と力を出し合い、環境保全活動の仕組みづくりを進めていく必要があります。

そのため、環境に関する情報や学ぶ機会を創出し、積極的に環境を守る活動に取り組み、環境への思いやりあふれるまちを目指します。



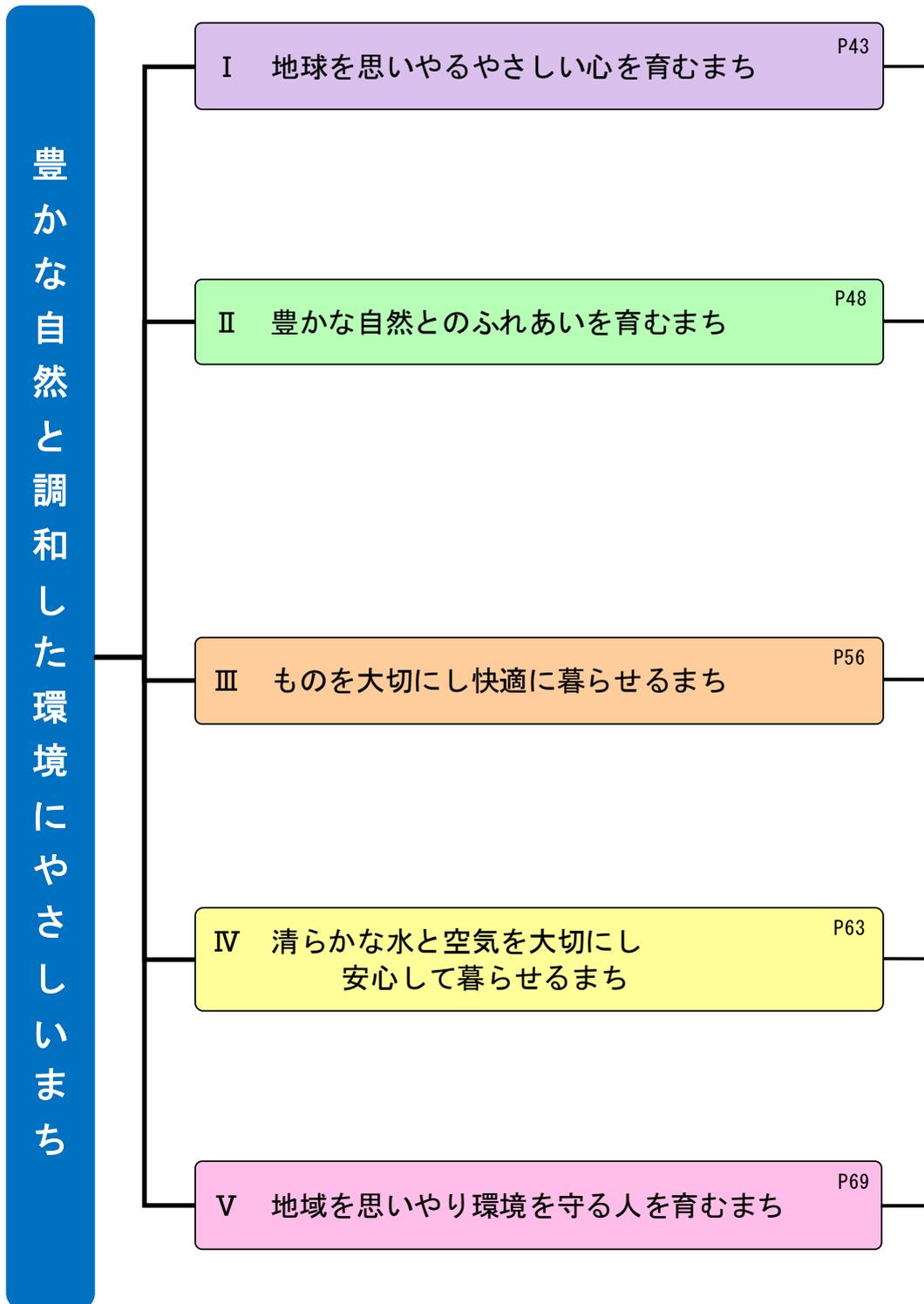
放課後子供教室 環境学習講座

第3節 計画の体系

望ましい環境像の実現に向け設定した5つの基本目標のもと、10の施策を定め、具体的に展開します。

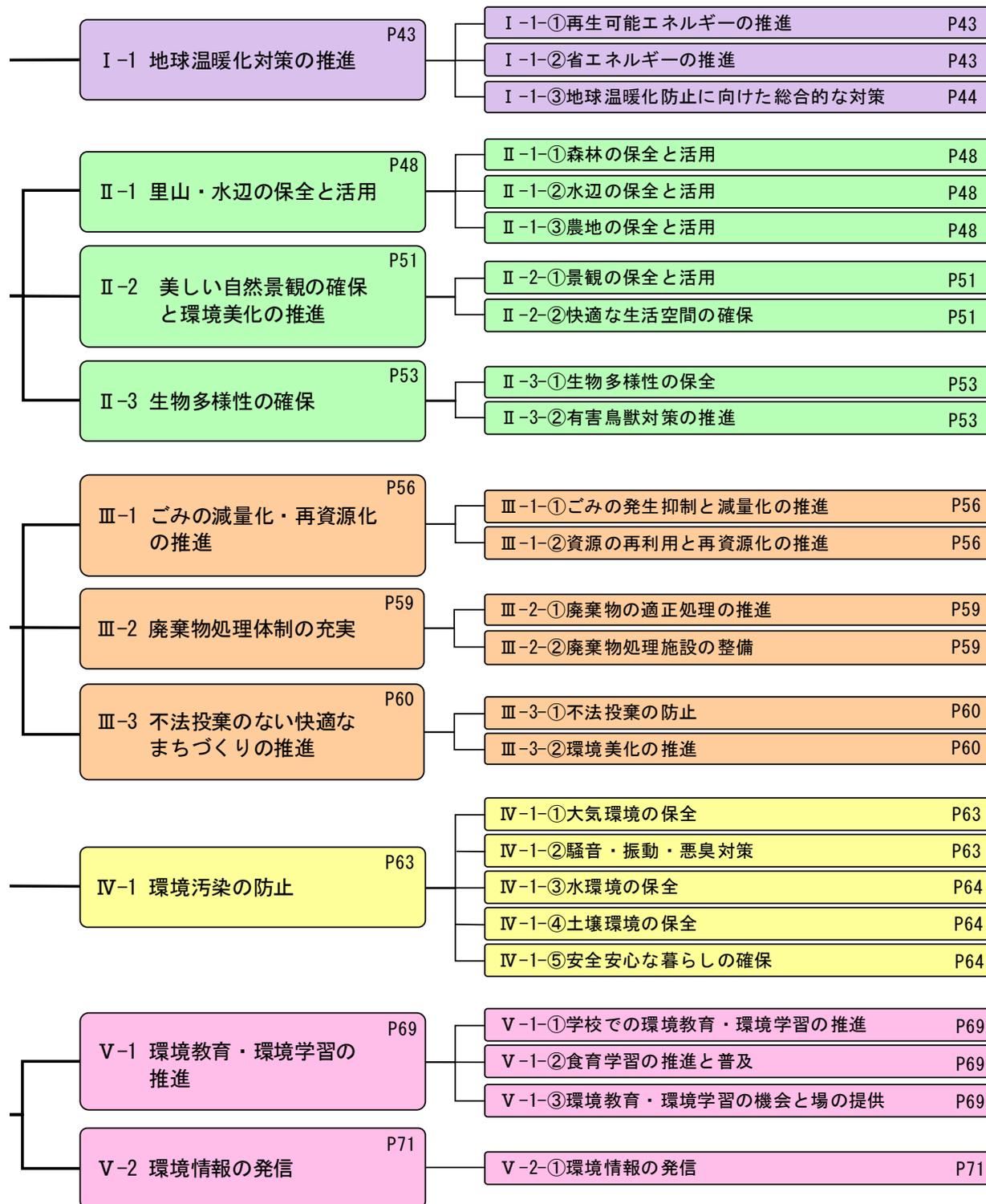
望ましい環境像

基本目標



施策の方向

施策の内容



第4章

施策の展開



第4章 施策の展開

本計画を計画的かつ効率的に推進していくため、施策と基本目標ごとに数値目標を定め、計画を推進します。

さらに、市民・市民団体と事業者への主な取組を設定し、積極的な環境保全に向けた行動を促進します。



御前山ダム

基本目標Ⅰ 地球を思いやるやさしい心を育むまち

I-1 地球温暖化対策の推進

施策の方向性

私たちの快適で便利な暮らしは、化石燃料から得られるエネルギーに支えられています。その化石燃料の消費で排出された多量の温室効果ガスにより、地球の温暖化が進行しています。

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる大きな環境問題です。

地球の生態系と人類の生活を将来に引き継ぐため、再生可能エネルギーの活用、省エネルギー対策を進めます。

特に、再生可能エネルギーの活用では、地域に豊富に存在する資源を活用した木質バイオマスなど、エネルギーの地産地消を目指します。

| 市の施策の内容 | 主管課 |
|--|------------|
| I-1-①再生可能エネルギーの推進 | |
| ●住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの普及に向けた啓発を図ります。 | 生活環境課 |
| ●公共用施設での再生可能エネルギーの利用を推進します。 | 生活環境課 |
| ●未利用間伐材等を利用した木質バイオマスの有効活用を推進します。 | 農林振興課 |
| I-1-②省エネルギーの推進 | |
| ●公共交通機関の充実及び利用促進を図ります。 | 企画政策課 |
| ●省エネルギーに向け市民や事業者の取組を支援します。 | 生活環境課 |
| ●省エネルギー機器の普及啓発を推進します。 | 生活環境課 |
| ●市役所でのエコアクション21を推進します。 | 生活環境課 |
| ●ハイブリッド自動車や電気自動車などの次世代自動車の普及を図ります。 | 生活環境課 |
| ●環境に配慮したLED防犯灯の新設や維持管理に努めます。 | 安全まちづくり推進課 |
| ●渋滞緩和対策により自動車走行における省エネ化を図ります。 | 土木建設課 |

| 市の施策の内容 | 主管課 |
|---------------------------------------|-------|
| I-1-③地球温暖化防止に向けた総合的な対策 | |
| ●法規制に基づくフロン対策を指導します。 | 生活環境課 |
| ●地球温暖化に関する情報の提供によって市民の意識向上を図ります。 | 生活環境課 |
| ●茨城エコ事業所登録制度の普及，環境マネジメントシステム取得を促進します。 | 生活環境課 |
| ●造林・間伐，植樹など森林資源の整備を推進します。 | 農林振興課 |



急速充電器



電気自動車

市民・市民団体の取組

●再生可能エネルギーの利用

- 太陽熱利用システムや太陽光発電の利用など、再生可能エネルギーの活用に努めます。

●節電や節水などの省エネルギーへの配慮

- 使っていない照明を消す、見ていないテレビなど使用していない家電製品の主電源を切る、コンセントを抜くなど、電気の使い方を工夫しこまめな省エネルギー対策に取り組みます。
- 季節に応じて着る物を調節するなど、家庭内でもウォームビズ・クールビズを実践します。
- 冷暖房機器を使わない工夫をするほか、使用する場合には冷暖房機器の設定温度を適切な温度にするなど、省エネルギーに努めます。
- すだれ、グリーンカーテンによる外部からの熱の進入、カーテンによる内部からの熱の放出などを防止し、冷暖房の使用を減らす工夫をします。
- こまめな節水や風呂の残り湯の活用など、水資源の有効利用に努めます。
- 風呂は家族が続けて入るなど、省エネルギーに努めます。

●自動車利用時の配慮

- 近くの買い物や外出する際は、歩くか自転車を利用するように努めます。
- 不要な自動車利用を自粛し、公共交通機関を利用するよう努めます。
- 自転車や公共交通機関を利用したエコ通勤に取り組みます。
- 自動車利用に際しては、アイドリングストップの実践、急発進・急加速の自粛など環境にやさしい運転（エコドライブ）を実践します。
- タイヤの空気圧のチェックや荷物を積みっぱなしにしないなど、自動車の適切な管理に努め、燃費の効率化に配慮します。
- 自動車の買い替え時には、ハイブリッド車や電気自動車など次世代自動車の購入に努めます。

●住宅の建築や改築時の配慮

- 住宅の断熱化、風通しや自然採光の活用に努めます。
- エコキュートやエネファームなどエネルギー効率の高い機器の導入に努めます。
- 家電製品は、LED照明や省エネルギー型電気機器の購入・使用に努めます。
- 市産木材の積極的な利用に努めます。
- 住宅周辺の緑化や管理に配慮します。

●家庭でのエネルギー使用量の削減に向けた配慮

- 家庭での電気、ガス、灯油、ガソリンなどの使用量を環境家計簿などに整理し、定期的に使用量をチェックし、省エネルギー対策に役立てます。
- 省エネルギーや地球温暖化防止に取り組み、環境にやさしい生活に努めます。
- エネルギー使用量をもとに家庭からの二酸化炭素排出量を計算し、自らの地球環境への負荷を実感して、省エネルギー対策の実践に役立てます。
- 自らの省エネルギー対策や温室効果ガス削減の実践結果や取組の工夫、気がついた課題などの情報を提供し、省エネルギー対策や地球温暖化防止対策の推進に協力します。

事業者の取組

●再生可能エネルギーの利用

- 太陽光発電など，再生可能エネルギーの活用に努めます。

●節電や節水などの省エネルギーへの配慮

- 使っていない照明を消す。冷暖房機器の設定温度を適切な温度にするなど，省エネルギー対策を進めます。
- クールビズ・ウォームビズを実施します。
- 過度な照明や電飾（イルミネーション）を排するなど，省エネルギー型の事業活動に努めます。
- こまめな節水や使用水の再利用など，水資源の有効利用に努めます。

●自動車利用時の配慮

- 自動車の使用に際しては，アイドリングストップの実践，急発進・急加速の自粛など，環境にやさしい車の運転（エコドライブ）を実践します。
- 自転車や公共交通機関を利用したエコ通勤に取り組みます。
- タイヤの空気圧のチェックや過剰積載の防止など，定期的な車両の整備・点検に努めるなど，燃費の効率化に配慮します。
- 輸送効率の向上，適正な輸送機関の選択・利用，低公害車の導入など，輸送に伴う環境への負荷の削減に努めます。
- 自動車の買い替え時には，ハイブリッド車や電気自動車など次世代自動車の購入に努めます。

●環境に配慮した製品の製造・販売

- 材料の仕入れから製造・輸送・販売，リサイクルや廃棄など，商品のライフサイクルに配慮した省エネルギー対策やエネルギー効率利用の推進に努めます。
- フロンガスの漏洩を防止するとともに，回収・処理に協力・支援します。

●工場の建築や改築時の配慮

- 工場・事業場・店舗等の建築にあたっては，断熱構造・通気性・採光等，省エネルギー型の建物の建設・利用に配慮します。
- 工場・事業場の建物の建設に際しては，解体時における建設廃棄物のリサイクルを考慮し，廃棄物の発生を少なくする工夫に努めます。
- 照明のLED化，事務機器や製造機器等の省エネルギー型機器への転換に努めます。
- 工場・事業場等の敷地内の緑化，建物周辺緑化に努めます。

●環境マネジメントシステムの導入

- 省エネルギー対策や地球温暖化防止対策の推進に協力します。
- ISO14001 やエコアクション 21，茨城県エコ事業所の認証取得などにより，エコオフィスを積極的に推進するとともに，事業所の地球温暖化対策報告書や環境報告書の作成・公表など，温室効果ガス排出量削減に向けて地域の先進的役割を果たします。

基本目標Ⅰ 地球を思いやるやさしい心を育むまち

環境指標

| 環境指標 | 現況値 平成 28 年度 (2016 年度) | 目標値 平成 39 年度 (2027 年度) |
|-----------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 市役所及び関連施設からの 温室効果ガス排出量 | 1,928 t-CO ₂ | 1,720 t-CO ₂ |
| 公共施設への太陽光発電システム 設置数 | 累計 11 基 | 累計 15 基 |
| 住宅用太陽光発電システム設置 補助による総発電量 | 累計 3,315 kWh | 累計 7,630 kWh |
| エコキュート設置補助における設 置基数 | 累計 1,489 基 | 累計 2,580 基 |



住宅用太陽光発電システム



エコキュート

基本目標Ⅱ 豊かな自然とのふれあいを育むまち

Ⅱ-1 里山・水辺の保全と活用

施策の方向性

緑豊かな里山や水辺は、いにしえより人が手を加え活用し維持されてきました。今後も森林、水辺、農地の適切な利用を継続します。

さらに、近年開発等による里山環境や水辺環境の消失も課題となっています。開発に当たっては、里山、水辺の保全への配慮が必要となります。

また、自然への関心を高めるため、身近なふれあいの場の利活用を推進します。

| 市の施策の内容 | 主管課 |
|--|-------|
| Ⅱ-1-① 森林の保全と活用 | |
| ● 造林・間伐，植樹など森林資源の整備を推進します。 (再掲) | 農林振興課 |
| ● 森林の防災機能，環境保全機能について，市民への周知を図ります。 | 農林振興課 |
| ● 開発行為による森林の減少を最小限にとどめます。 | 農林振興課 |
| ● 市産木材の活用を推進します。 | 農林振興課 |
| ● 森林とふれあえる公園などの整備・維持管理を推進します。 | 都市計画課 |
| Ⅱ-1-② 水辺の保全と活用 | |
| ● 湧水・湿地・溪流等の水辺環境周辺の保全を検討します。 | 生活環境課 |
| ● 水辺とふれあえる親水空間などの公園の整備・維持管理を推進します。 | 都市計画課 |
| ● 水辺の動植物に配慮した河川整備を推進します。 | 土木建設課 |
| Ⅱ-1-③ 農地の保全と活用 | |
| ● 環境にやさしい農業を推進します。 | 農林振興課 |
| ● 優良農地の保全を推進します。 | 農林振興課 |
| ● 耕作放棄地の解消に向け，関係機関・団体等と連携協力して農地の保全と活用を推進します。 | 農林振興課 |
| ● 農産物の地産地消，地元産農産物を用いた第6次産業の開発などを促進します。 | 農林振興課 |

市民・市民団体の取組

● 森林への配慮

- 市や地域で行われる里山の保全や山林の手入れなどのボランティア活動に協力します。
- 住宅建設や改築の際には、自然環境や景観への影響に配慮するとともに、地元産木材の活用に努めます。
- 里山の落ち葉や下草、生ごみや畜産廃棄物をたい肥化して、農地や公園などでの活用を進めます。
- レクリエーションで市内の森林資源を活用します。
- 森林に立ち入る場合には、環境を乱さないようマナーを守ります。
- 体験型の環境学習やグリーンツーリズムなどの来訪者や観光客への説明や体験協力等に配慮します。

● 水辺への配慮

- 河川等の水辺の美化活動やクリーン作戦などに参加します。
- 水辺に親しみ、健全な水循環や水辺の多様な自然環境の重要性について理解を深めます。
- 小川や水路など、市民参加型の水辺づくりや生物にやさしい水路の創出・復元活動など、水辺の維持管理活動に協力します。
- 清らかな水辺の形成に向けて、生活排水対策を実践するとともに、水源かん養林の保全と管理に配慮します。
- レクリエーションで市内の水辺環境を活用します。
- 湧水や湿地、溪流や小川などに入る場合には、環境を乱さないようマナーを守ります。

● 農地への配慮

- 農地を適切に管理し、環境にやさしい農業に取り組みます。
- 地産地消の運動など、生産者と消費者のつながりを深め、地域全体で農地の保全と活用を進めます。
- 市民農園などを利用する場合には、マナーを守り環境にやさしい農業に取り組みます。



稲刈り

事業者の取組

● 森林への配慮

- 市や地域で行われる里山の保全や山林の手入れなどのボランティア活動に参加します。
- 工場・事業場の建設に際しては、里山や水辺の自然環境や景観への影響に配慮するとともに、地元産木材の活用に努めます。
- 林業に際しては、森林が果たしている環境保全機能の維持・増進に配慮し、適切な間伐や植林、広葉樹林育成に努めます。
- 林業従事者や山林所有者は、市民が行う里山の維持管理や間伐など森林の管理活動、間伐材の有効利用などの活動を積極的に支援・協力するとともに適切な指導に努めます。
- 森林に立ち入る場合には、環境を乱さないようマナーを守ります。
- 自然体験やグリーンツーリズムなどの来訪者や観光客への説明や体験協力等に努めます。

● 水辺への配慮

- 河川などの水辺の美化活動やクリーン作戦に参加します。
- 小川や水路など、市民参加型の水辺づくりや生物にやさしい水路の創出・復元活動、水辺の維持管理活動に協力します。
- 地域の湧水や湿地、溪流や小川などの保全と管理に努めます。
- 清らかな水辺の形成に向けて、事業場からの排水を適正に処理するとともに、水源かん養源の保全や維持管理に協力します。

● 農地への配慮

- 農地の所有者は、農地が果たしている環境保全等多面的な機能の維持・増進に配慮し、農地の維持管理・保全に努めるとともに、減農薬・有機肥料による環境にやさしい農業に努めます。
- 農業従事者や農地の所有者は、小中学校での農業体験や農作物づくりに指導協力するとともに、市民が行う耕作放棄地を活用した地域づくりに協力します。
- 里山の耕作放棄地の所有者は、市や民間団体と協力し、その適切な管理と活用に努めます。
- 地域の伝統食材や林産資源の保全と継承に努め、食育学習や地産地消、地域の特産品を活かした地域づくりに協力します。



耕作放棄地の解消に向けた取組

II-2 美しい自然景観の確保と環境美化の推進

施策の方向性

市内の山々には緑豊かな木々，その山あいを川がながれ，ふもとには集落と田畑が点在しています。これらは，本市の原風景として遙か昔から人々の手により守り継がれてきました。

私たちの心にやすらぎを与える自然豊かな景観を守り，将来に引き継いでいきます。この美しい自然景観と地域の歴史文化遺産とあわせ，観光資源として活用していきます。

市街地や集落においては，緑豊かで快適な生活空間を確保します。

| 市の施策の内容 | 主管課 |
|---|----------------|
| II-2-① 景観の保全と活用 | |
| ● 県と連携した県立自然公園の保全と活用を推進します。 | 生活環境課 |
| ● 地域の自然環境や自然景観を活かした観光資源の発掘を推進します。 | 商工観光課 |
| ● 自然公園の適正な維持管理等を推進します。 | 都市計画課 |
| ● 景観に配慮した建築物や看板等の設置を推進します。 | 都市計画課 |
| ● 歴史文化遺産とその周辺環境の整備と活用を推進します。 | 文化スポーツ課 |
| II-2-② 快適な生活空間の確保 | |
| ● 市民や市民団体と協働した身近な森林や水辺などの自然環境の保全活動を推進します。 | 生活環境課 農林振興課 |
| ● 空き地や空き家などの適切な維持管理を所有者に指導します。 | 生活環境課 都市計画課 |
| ● 周辺環境に配慮した都市公園の適正な維持管理等を推進します。 | 都市計画課 |

市民・市民団体の取組

● 景観への配慮

- 地域の自然環境や自然景観の保全と活用に配慮した住宅建設や改築などに努めます。
- 社寺林や屋敷林、生垣などの保全と管理に努めるとともに、市街地ではブロック塀の生垣化など住宅周辺の緑化と維持管理に努めます。
- 省エネ住宅など居住環境の向上、住宅周辺の緑化など、環境に配慮した住宅設備を進めます。
- 地域の文化財の公開や見学会、歴史講座などに積極的に参加し、地域の歴史的文化的環境を学びます。
- 市や地域での歴史的・文化的環境の保全・活用、ボランティア活動など、地域の魅力づくりに協力します。

● 快適な生活空間への配慮

- 街路樹、公共施設の樹木の落ち葉を清掃するなど、緑の維持管理に協力します。
- 地域で行う道路や身近な水辺などの美化活動に参加します。
- 市と協力して、空き地や空き家の適正な管理に努めます。
- 地域の景観を阻害するような無秩序な屋外広告に、土地や場所を提供しないようにします。
- ごみのポイ捨て防止に協力します。

事業者の取組

● 景観への配慮

- 地域の自然環境や自然景観の保全と活用に配慮した事業場の建設などに努めます。
- 敷地内や事業所周辺の緑化やビオトープづくり、緑地の維持管理などに努めます。また、所有する資材置き場や空き地などの雑草刈りや清掃などに努めます。
- 土地利用計画など市の各種計画に留意し、環境への影響の未然防止や環境保全に配慮した適正な土地利用に努めます。
- 地域の文化財の公開や見学会、歴史講座などに積極的に関与し、地域の歴史的文化的環境の保全に協力します。

● 快適な生活空間への配慮

- 地域の公園や街路樹、公共施設の落ち葉の清掃など、緑の維持管理に協力します。
- 地域で行う道路や身近な水辺などの美化活動に参加します。
- 所有する空き地や空き家の適正な管理に努めます。
- 地域の景観や星空を阻害するような看板や電飾看板、夜間照明などを自粛します。
- 大型店舗周辺での交通渋滞や交通安全に配慮した適切な駐車場や進入路の整備に努めます。
- ごみのポイ捨て防止に協力します。

Ⅱ-3 生物多様性の確保

施策の方向性

本市の多様な自然環境には、多くの動植物が生息生育し、地域固有の生態系が維持され、生物多様性が守られています。そこには、多くの希少な動植物が生息生育しています。

しかしながら、開発や外来種の影響により動植物の生息生育環境は悪化しています。加えて、本市においては有害鳥獣が高密度に生息し、採食や踏みつけなどの農業被害、生態系被害を及ぼしています。

動植物の生息生育地を守り、生物多様性を育みながら共生していくため、生息生育地の保全や外来種及び有害鳥獣対策を継続して行います。

| 市の施策の内容 | 主管課 |
|---------------------------------|-------|
| Ⅱ-3-① 生物多様性の保全 | |
| ● 希少動植物種の生息生育域の把握や保全のあり方を検討します。 | 生活環境課 |
| ● 県と連携した特定外来種の対策を推進します。 | 生活環境課 |
| Ⅱ-3-② 有害鳥獣対策の推進 | |
| ● 農作物への被害を防止するため、有害鳥獣対策を推進します。 | 農林振興課 |

アメリカザリガニ

食用のウシガエルのエサとしてアメリカから日本にきました。今では多くの地域で生育しています。

アメリカザリガニは地域に固有の魚や水草などを食べてしまい、生態系に影響を与えています。



ウシガエル（外来種）



アメリカザリガニ（外来種）

市民・市民団体の取組

● 生物多様性の保全への配慮

- 住宅を建築する場合には、地域の生態系に配慮します。
- 野生生物の生育・生息状況の調査や身近な自然観察に積極的に参加し、市域の自然を学び、保全に協力します。
- 希少動植物の生息生育域や生物多様性の高い地域への立入や生物の捕獲・収集の防止等に努めます。
- 市や地域、学校で行われる身近な生物の生息生育地の保全・創出に協力します。
- 里山や水辺の保全と管理に協力し、多様な生物が生息・生育する環境の保全と確保に努めます。
- 農薬や化学肥料の使用にあたっては、地域の野生動植物に配慮します。
- ペットを野外に逃がしたり、放したりしないようにします。
- 外来種などの動植物は適切に飼育・管理します。

● 有害鳥獣対策への配慮

- 有害鳥獣の対策に協力します。
- 里山や耕作放棄地の所有者は、市や民間団体と協力し、その適切な管理と活用に努めます。

事業者の取組

● 生物多様性の保全への配慮

- 工場や事業場建設に際しては、野生生物の生育・生息環境を悪化させないようにします。
- 野生生物の生育・生息状況の調査や身近な自然観察に積極的に関与し、市域の自然の保全に協力します。
- 希少動植物の生息生育域や生物多様性の高い地域の保全に協力します。また、市や地域、学校等で行われる野生生物の生育生息地の保全・創出に協力します。
- 市や地域、学校で行われる身近な生物の生息生育地の保全・創出に協力します。
- ペット等を飼育・販売する際には、外来種による環境への影響防止に配慮します。

● 有害鳥獣対策への配慮

- 有害鳥獣の対策に協力します。
- 里山や耕作放棄地の所有者は、市や民間団体と協力し、その適切な管理と活用に努めます。

基本目標Ⅱ 豊かな自然とのふれあいを育むまち

環境指標

| 環境指標 | 現況値 平成 28 年度 (2016 年度) | 目標値 平成 39 年度 (2027 年度) |
|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 間伐等実施面積 | 累計 1,585 ha | 累計 2,800 ha |
| 自然環境保全活動実施回数 | 3 回 | 4 回 |
| 鳥獣害防止対策事業 (イノシシ、ハクビシン捕獲頭数) | 累計 2,006 頭 | 累計 9,400 頭 |



荒廃竹林の再生



泉坂下遺跡

基本目標Ⅲ ものを大切にし快適に暮らせるまち

Ⅲ-1 ごみの減量化・再資源化の推進

施策の方向性

限りある資源の有効活用に向け、ごみを減らし、再使用、再生利用を進めるためには、市民・事業者・市のすべてが率先して取り組んでいかなければなりません。そのため、市民・事業者の意識啓発に向けた施策を推進します。

資源を守るため、ものを大切にし、使えなくなったものは資源として分別利用する持続可能な循環型社会を目指します。

| 市の施策の内容 | 主管課 |
|--|-------|
| Ⅲ-1-① ごみの発生抑制と減量化の推進 | |
| ●ごみの発生抑制に向けた取組を推進します。 | 生活環境課 |
| ●ごみの減量に向けた新たな方策を検討します。 | 生活環境課 |
| ●ごみの分別・減量に向けたマニュアルを作成するとともに、広報等による周知を図ります。 | 生活環境課 |
| ●農林産廃棄物の減量化に向けた取組を推進します。 | 農林振興課 |
| Ⅲ-1-② 資源の再利用と再資源化の推進 | |
| ●子供会や高齢者クラブなどの団体による資源ごみ回収を支援します。 | 生活環境課 |
| ●ごみの減量や資源化に向けた新たな方策を検討します。 | 生活環境課 |
| ●農林産廃棄物の資源化に向けた取組を推進します。 | 農林振興課 |
| ●公共工事での建設廃材の資源化に向けた取組を推進します。 | 事業担当課 |



大宮地方環境整備組合 環境センター
ペットボトル圧縮梱包

市民・市民団体の取組

●ごみの発生抑制と減量化への配慮

- マイバッグの持参による買物に努め、レジ袋や過剰包装を断る、割りばしを断るなど、すぐにごみになるものをもらわない、家に持ち込まないようにします。
- 廃棄時に処理困難となるものを購入しないようにします。
- 調理くずや食べ残しがでないよう食事や調理方法の工夫などに努めます。
- 電化製品や家具・日用品などを修理してできる限り長く使用するように努めます。
- 使い捨て製品の購入・使用をできる限り控え、長時間使用できて再利用が可能な製品の購入や使用に努めます。

●資源の再利用と再資源化への配慮

- 生ごみや植木のせん定枝材などはたい肥化して、家庭菜園などでの活用に努めます。
- ごみの分別に努め、資源として再使用や再利用に努めます。また、新聞・雑誌・ダンボール・紙パックなどリサイクル可能なものは資源回収にだすようにします。
- 地域での資源回収活動や店頭回収に積極的に協力します。
- フリーマーケットの利用や資源回収などに参加するなど、資源の再使用・再利用に努めます。
- リサイクルショップを活用します。
- 物品の購入などに際しては、リサイクル品など環境にやさしい商品（エコ商品）を選択するように努めます。



大宮地方環境整備組合 環境センター
ビン選別

事業者の取組

●ごみの発生抑制と減量化への配慮

- 小売店ではマイバッグ持参によるレジ袋の使用削減に取り組みます。
- 簡易包装の推奨，包装方法の検討・工夫（包装紙や梱包材の最小化）に努めます。
- バラ売り，量り売り商品の販売など，トレーの削減など余分な商品の販売自粛に努めます。
- 廃棄時に処理困難となるものを製造・販売・使用しないようにします。
- 長時間使用でき，再利用が可能な製品の製造・販売・使用に努めます。
- 使い捨て製品は，できる限り製造・販売・使用しないように努めます。
- 広告紙は，必要最低限に努めます。
- 事業活動に伴う生ごみや敷地内の植木せん定枝などのたい肥化と活用に努めます。
- 通い箱を利用し，梱包材の使用を抑制します。

●資源の再利用と再資源化への配慮

- 店頭でのトレーや牛乳パック，電池などの回収に努めます。
- 製品には，廃棄方法（分別・資源化方法など）をわかりやすく明記します。
- ごみの分別を徹底します。
- 再生資源を利用した製品や材料を選択し，使用するなどグリーン購入に努めます。
- 間伐材等林産廃棄物，農産廃棄物の資源化に努めます。
- リサイクル法や廃棄物処理法に基づいた適正なリサイクルや廃棄物処理を進めます。
- 建物等の解体における資源分別の徹底，積極的な建設廃材の再資源化と有効利用に努めます。
- 事業所における資源化推進体制を整備し，適正な廃棄物処理及び資源化を進めます。



環境市民会議による
ごみ減量及び地球温暖化防止キャンペーン

Ⅲ-2 廃棄物処理体制の充実

施策の方向性

ごみを安全かつ衛生的に処理していくため、本市のごみを処理している大宮地方環境整備組合の事業運営に連携して取り組みます。

また、資源が循環し、市民の快適な生活環境の確保に向けた収集体制を整備します。

| 市の施策の内容 | 主管課 |
|--|-------|
| Ⅲ-2-① 廃棄物の適正処理の推進 | |
| ● 各種リサイクル法・廃棄物処理法に基づいた取組や適正処理を推進します。 | 生活環境課 |
| ● ごみ収集体制・ごみステーションの整備、資源ごみの回収などごみの適正な収集と処理を推進します。 | 生活環境課 |
| Ⅲ-2-② 廃棄物処理施設の整備 | |
| ● 大宮地方環境整備組合の事業運営に連携し、ごみ処理施設の整備、し尿処理施設の適正化を図ります。 | 生活環境課 |

市民・市民団体の取組

● 廃棄物の適正処理への配慮

- ごみステーションを適切に維持管理します。

事業者の取組

● 廃棄物の適正処理への配慮

- リサイクル法や廃棄物処理法に基づいた適正なりサイクルや廃棄物処理を進めます。
- 廃棄物保管施設は清潔に保つとともに、漏洩・漏出を防止します。

大宮地方環境整備組合 環境センター
ごみ搬入の状況



Ⅲ-3 不法投棄のない快適なまちづくりの推進

施策の方向性

ごみのポイ捨てや不法投棄は、監視やクリーン作戦の実施により改善しています。しかし、いまだに山や河川、まちにはごみの散乱が見られ、多くの市民も更なる改善を望んでいます。

本市で暮らす人だけでなく、訪れる人にも快適に過ごしてもらうため、広報などにより環境マナーの向上を啓発し、ポイ捨てや不法投棄をしない人づくりを推進します。

| 市の施策の内容 | 主管課 |
|---|-------|
| Ⅲ-3-① 不法投棄の防止 | |
| ●不法投棄の巡回パトロールや監視活動の充実など、市民との連携による不法投棄監視体制の強化を図ります。 | 生活環境課 |
| ●不法投棄がされにくいまちづくりに向けた取組を推進します。 | 生活環境課 |
| Ⅲ-3-② 環境美化の推進 | |
| ●環境保全推進協議会や各種団体と連携した地域の環境美化活動を推進します。 | 生活環境課 |
| ●市民・事業者・各種団体と協働による道路、河川のクリーン作戦や身近な場所でのクリーンアップ活動など、環境美化運動を推進します。 | 生活環境課 |
| ●不法投棄防止に向けた広報活動やポイ捨て禁止などの環境マナーや環境モラルの向上を図ります。 | 生活環境課 |



不法投棄の状況

市民・市民団体の取組

●不法投棄防止への配慮

- ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
- 公園や外出先で自分が出したごみを持ち帰るなど正しく処理します。
- 不法投棄の情報提供に協力します。
- 不法投棄監視員，市民巡回パトロールに協力します。
- 地域で行われる不法投棄廃棄物の処理など，不法投棄がされないまちづくりに参加します。
- 住宅や所有する土地の草刈りなどによりポイ捨てや不法投棄がしにくいまちづくりに協力します。

●環境美化の推進への配慮

- 身近な場所での清掃やごみ拾いに努めるほか，地域の環境美化活動に参加します。
- 市が実施する河川や道路の一斉クリーン作戦に積極的に参加します。
- ごみゼロ運動などの環境保全や環境イベントに協力します。

事業者の取組

●不法投棄防止への配慮

- 空き缶やペットボトル回収の管理者不在の場所などでの自動販売機設置を抑制します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
- 不法投棄の情報提供に協力します。
- 不法投棄監視員，市民巡回パトロールに協力します。
- 地域で行われる不法投棄廃棄物の処理などに参加します。
- 所有する土地の草刈りなどによりポイ捨てや不法投棄がしにくいまちづくりに協力します。

●環境美化の推進への配慮

- 身近な場所での清掃やごみ拾いに努めるほか，地域の環境美化活動に参加します。
- 市が実施する河川や道路の一斉クリーン作戦に積極的に参加します。
- ごみゼロ運動などの環境保全や環境イベントに協力します。

基本目標Ⅲ ものを大切にし快適に暮らせるまち

環境指標

| 環境指標 | 現況値 平成 28 年度 (2016 年度) | 目標値 平成 39 年度 (2027 年度) |
|-----------------------|------------------------------|------------------------------|
| 一人一日当たりのごみ排出量 | 913 g/人・日 | 820 g/人・日 |
| ごみの資源化率 | 18.4 % | 25.0 % |
| クリーン作戦実施回数 | 2 回 | 2 回 |
| 不法投棄等監視員数 | 956 人 | 956 人 |
| 環境センターへの市民の 施設見学者数 | 300 人 | 350 人 |



クリーン作戦

基本目標Ⅳ

清らかな水と空気を大切にし安心して暮らせるまち

Ⅳ-1 環境汚染の防止

施策の方向性

大気，騒音，振動，悪臭，排水など公害関連法令の対象となる事業場に対しては，規制基準遵守の指導の強化により，事業活動に起因する大気汚染や水質汚濁などは，改善されています。しかし，市民生活に起因する河川の汚濁や騒音などは，更なる改善が必要です。

そのため，市民への環境負荷の低減を啓発します。

また，自動車走行による環境負荷の低減に向けた施策も継続していきます。

| 市の施策の内容 | 主管課 |
|---|-------------------------|
| Ⅳ-1-① 大気環境の保全 | |
| ● 公共交通機関利用促進，周辺の生活環境に配慮した道路整備など，自動車排出ガスによる大気汚染の未然防止に努めます。 | 企画政策課 土木建設課 |
| ● 事業場への法や条例に基づく取組や指導を推進します。 | 生活環境課 |
| ● 不適切な野外焼却を防止し，良好な大気保全に努めます。 | 生活環境課 |
| ● 県と連携し微小粒子状物質（PM2.5）などに対応します。 | 生活環境課 |
| Ⅳ-1-② 騒音・振動・悪臭対策 | |
| ● 公共交通機関利用促進，周辺の生活環境に配慮した道路整備など，自動車走行による影響の未然防止に努めます。 | 企画政策課 都市計画課 土木建設課 |
| ● 事業場への法や条例に基づく取組や指導を推進します。 | 生活環境課 |
| ● 日常生活から発生する近隣騒音やペットの鳴き声，悪臭などへの意識啓発を図ります。 | 生活環境課 |
| ● 家畜ふん尿や堆肥の適切な保管と散布の啓発を推進します。 | 農林振興課 |

| 市の施策の内容 | 主管課 |
|---|---------------------|
| IV-1-③水環境の保全 | |
| ●事業場への法や条例に基づく取組や指導を推進します。(再掲) | 生活環境課 |
| ●河川や生活排水路の水質検査を定期的に行います。 | 生活環境課 |
| ●県と連携した地下水水質の調査を行います。 | 生活環境課 |
| ●公共下水道などの整備や接続促進，合併処理浄化槽の設置補助などの生活排水対策を推進します。 | 生活環境課 下水道課 |
| ●ゴルフ場などの水質監視を行います。 | 生活環境課 |
| ●工業団地との公害防止協定などによる事業場等の排水処理対策を推進します。 | 生活環境課 |
| ●家畜ふん尿の適正な処理を推進します。 | 農林振興課 |
| IV-1-④土壌環境の保全 | |
| ●土砂等による土地の埋め立て規制を推進します。 | 生活環境課 |
| ●化学肥料や農薬の適正な使用の普及を図ります。 | 農林振興課 |
| ●家畜ふん尿の適正な処理を推進します。(再掲) | 農林振興課 |
| IV-1-⑤安全安心な暮らしの確保 | |
| ●県と連携した有害化学物質対策を推進します。 | 生活環境課 |
| ●放射性物質の各種モニタリングや地元農産物の測定等を実施します。 | 生活環境課 安全まちづくり推進課 |
| ●国や県と協力し必要に応じて放射能の各種対策を推進します。 | 農林振興課 |
| ●放射性物質に係る各種情報を提供します。 | 下水道課 学校教育課 |
| ●夜間照明や電飾看板の適正使用など，光害の防止を推進します。 | 都市計画課 |



水戸北部中核工業団地

市民・市民団体の取組

●大気環境への配慮

- 家庭でのごみの焼却などを行わないようにします。
- 自動車の利用を控え、自転車や徒歩、バスや鉄道などの公共交通機関を利用します。
- 自動車購入時には、低公害・低燃費車、ハイブリッド車などの次世代自動車を積極的に選ぶように努めます。
- 自動車を利用するときは、長時間のアイドリングや急発進・空ぶかしを避けるなど、排気ガスを抑制する運転に心がけます。
- 排気ガスが良好な状態となるよう自動車の整備点検を行い、適正に管理します。

●騒音・振動・悪臭への配慮

- ピアノやカラオケ、ペットの鳴き声など、生活騒音の発生を防止するよう努めます。
- 自動車の整備点検を行い適正に管理し、自動車騒音等を減らすように努めます。
- エアコンや掃除機・洗濯機など電化製品を購入する際は、低騒音型のものを積極的に選択するように努めます。
- 近隣騒音・振動・悪臭の防止や夜間照明などの光害防止に努めます。

●水環境への配慮

- 公共下水道や農業集落排水が整備されている地域では、積極的に接続を進めます。
- 公共下水道や農業集落排水の未整備地域では、合併処理浄化槽の設置に努めるとともに、浄化槽の維持管理に努めます。
- 合成洗剤の使用を石けん使用に切り替える、洗剤を使いすぎない、食用油は流しに直接流さないなど、家庭からの排水で水を汚さないように努めます。
- 市街地や駐車場等での雨水の地下浸透に努め、地下水のかん養や湧水の保全、小川や水路の水量確保など、地域の水循環を良好な状態に維持するよう配慮します。
- 雨水桶の設置など、雨水の貯留による庭木への散水や非常用水源の確保に努めます。
- 日常生活での節水や風呂の残り湯の活用など、水資源の有効利用に努めます。

●土壌環境への配慮

- 庭木や家庭菜園などの害虫駆除や除草に使う殺虫剤・薬品をできる限り使用しないようにし、やむをえず使用するときは、必要最低限にします。
- 家庭で使用する化学物質の漏えいに注意します。

●安全安心な暮らしへの配慮

- 家庭でのごみの焼却をやめ、ダイオキシンなどの有害物質発生抑制に努めます。
- 有害化学物質の環境リスクに対する理解を深めるように努めます。

事業者の取組

● 大気環境への配慮

- 法や条例による規制を遵守し、環境負荷の低減に努めます。
- 自動車を利用するときは、長時間のアイドリングや急発進・空ぶかしを避けるなど、排気ガスを抑制する運転に心がけます。
- アイドリングストップ・エコドライブの普及に協力します。
- 業務用・事業用の焼却炉は法や条例にしたがって適正使用します。
- 貨物車両・建設車両等の排ガス対策推進に努めるほか、低公害・低燃費車、ハイブリッド車などの次世代自動車の導入を進めます。
- 物流の合理化を進め、稼働車両台数の削減に努めます。
- 自動車は排気ガスが良好な状態となるよう適正な整備点検と維持管理に努めます。
- 大規模小売店などでは、駐車場進入路周辺での交通渋滞の防止・緩和対策に努めます。

● 騒音・振動・悪臭への配慮

- 法や条例による規制を遵守し、工場・事業場における騒音・振動・悪臭の防止に努めます。
- 建設作業等に伴う騒音・振動の発生防止、低騒音・低振動型の機械や工法の採用に努めます。
- 自動車の適正な整備点検・管理に努めます。
- トラック等貨物車両の使用に際しては過積載防止に努め、騒音や振動の未然防止に努めます。

● 水環境への配慮

- 法や条例による規制を遵守し、工場・事業場における排水の適正管理に努めます。
- 工場・事業場における排水調査に協力します。
- 事業所からの生活排水対策に努めるとともに、公共下水道が整備されている地域では、積極的に接続を進めます。また、未整備地域では適正な合併処理浄化槽の設置と浄化槽の維持管理に努めます。
- 工場・事業場、駐車場等における雨水の地下浸透対策に努め、雨水の地表流出の抑制、地下水かん養機能の維持・増進に配慮します。
- 使用水の循環利用などに努めるとともに、水道水の節水、雨水利用施設の整備活用など、水資源の有効活用に努めます。
- 農薬や肥料の適正利用に努めます。

事業者の取組

● 土壌環境への配慮

- 土地の埋立てに際しては、埋立て土砂などの中に有害物質が含まれないよう十分に配慮し、有害物質の除去等に努めます。また、不法投棄の情報提供に協力します。
- 農薬の適正使用に努め、残留濃度の高い農薬や除草剤の使用を抑制していきます。
- 敷地内にある樹木の害虫駆除や除草に使う殺虫剤・薬品をできる限り使用しないようにし、やむをえず使用するときは、必要最低限にします。
- 不要になった農薬や化学製品などを適正に処理します。
- 工場・事業場の跡地利用に際して、土壌汚染調査の実施、汚染土壌の洗浄や除去などに努めます。

● 安全安心な暮らしへの配慮

- 化学物質の適正管理に努めるとともに、PRTR制度（化学物質排出把握管理促進法：PRTR法）に基づく、化学物質排出移動量届出制度により、化学物質の環境への排出を削減に努めます。
- 製品の製造や開発にあたっては、有害性の少ない製品の開発・生産、購入・使用、消費・廃棄に留意し、化学薬品などの有害物質が人体や環境へ影響を及ぼさないように努めます。
- 製品の製造工程での有害物質の使用量の削減に努め、発生する副生物は工程内で再利用し、製品となって市場に出る場合には、確実に回収されるような循環システムの構築に努めます。
- ダイオキシン類に関する法令等の基準を遵守します。
- 住宅・建築物の建材や塗料・接着剤などに含まれている揮発性化学物質による居住者や環境への影響を及ぼさないよう、使用材料を吟味するとともに、設計・施工方法に配慮します。
- 原材料や廃棄物、不要になった農薬や化学薬品などを適正に処理します。



道路交通の状況（国道 118 号）

基本目標Ⅳ

清らかな水と空気を大切にしながら安心して暮らせるまち

環境指標

| 環境指標 | 現況値 平成 28 年度 (2016 年度) | 目標値 平成 39 年度 (2027 年度) |
|----------------------|------------------------------|------------------------------|
| 河川環境基準 生物化学的酸素要求量 | 達成 | 達成を維持 |
| 污水处理人口普及率 | 70.89 % | 90.10 % |
| 騒音に係る環境基準 達成率（面的） | 100.0 % | 100.0 % |

調査地点ごとの生物化学的酸素要求量

| 調査地点 | | 類型 | 環境基準 |
|------|------|------|----------|
| 那珂川 | 野口 | A 類型 | 2mg/L 以下 |
| 久慈川 | 山方 | A 類型 | 2mg/L 以下 |
| 緒川 | 緒川橋 | A 類型 | 2mg/L 以下 |
| 玉川 | 下玉川橋 | B 類型 | 3mg/L 以下 |



久慈川

基本目標V 地域を思いやり環境を守る人を育むまち

V-1 環境教育・環境学習の推進

施策の方向性

地球温暖化などへの市民の環境問題への意識は高く、多くの市民が省エネルギーやごみの減量化、資源化に取り組んでいます。

本市に残された豊かな自然環境や快適な生活環境を守り、将来に引き継ぐためには、今後も身近な環境の状況について知識を深めることが重要です。

そのため、市民団体などと協働で、環境教育・環境学習を推進します。

| 市の施策の内容 | 主管課 |
|--|----------------|
| V-1-① 学校での環境教育・環境学習の推進 | |
| ● 放課後子供教室などの環境学習を支援します。 | 生活環境課 生涯学習課 |
| ● 地域の人々との協働による体験型など、学校での環境教育を推進します。 | 学校教育課 |
| ● 学校での環境美化活動の推進により、環境への意識向上を図ります。 | 学校教育課 |
| ● 学校での雨水施設や太陽光発電施設の利用による環境教育を支援します。 | 学校教育課 |
| V-1-② 食育学習の推進と普及 | |
| ● 食育計画に基づき食育の普及啓発や情報提供、食育・食の安全を考慮した地産地消を進めます。 | 健康推進課 |
| ● 市民の協力による学校での作物づくりや地産地消を踏まえた学校給食の充実に努めます。 | 農林振興課 学校教育課 |
| ● 食・農・環境・健康学習の一環として、家庭や学校、地域で一体となった食育学習を推進します。 | 学校教育課 |
| V-1-③ 環境教育・環境学習の機会と場の提供 | |
| ● まちづくり講座（環境講座）による環境学習を推進します。 | 市民協働課 |
| ● 環境市民会議と連携した体験型環境学習の充実に努めます。 | 生活環境課 |

市民・市民団体の取組

●環境教育・環境学習への配慮

- 学校での環境教育・環境学習の必要性を理解し、その取組に協力します。
- 自分の知識や経験、技術を活かし、学校や地域での環境教育・環境学習における講師の補佐や指導等の協力を努めます。
- 食・農・環境教育の一環として行われる学校での農作物づくりに協力し、作物づくりや食材を活かした調理などの指導や補佐を行います。
- 市や地域で行われる環境教育・環境学習に参加し、地域環境や環境問題への理解を深めます。
- 農林業体験などに参加し、環境と農林業とのかかわりを学ぶとともに、環境に関する普及・啓発活動に協力します。
- 自然観察会や身近な生き物調査などの自然環境調査や農林業体験学習などに参加・協力し、相互理解を深め、環境パートナーシップの形成に努めます。
- 里山や水辺の維持管理、地産地消の活動を通じて、身近な環境学習に取り組みます。

事業者の取組

●環境教育・環境学習への配慮

- 学校での環境教育・環境学習の必要性を理解し、その取組に協力します。
- 事業所や従業員が有する知識や経験、技術を学校や地域での環境教育・環境学習に役立てるよう協力します。
- 子供たちの自然とのふれあい学習や体験学習などに積極的に参加し、子供の安全確保や学習指導や補佐に協力します。
- 食・農・環境教育の一環として行われる学校での作物づくりに協力し、作物づくりや食材を活かした調理、食と農業・環境とのかかわりなどの学習の指導に協力します。
- 市や地域で行われる環境教育・環境学習への参加により、従業員等の環境保全意識を高めます。



霞ヶ浦湖上体験スクール

V-2 環境情報の発信

施策の方向性

本市では、広報やホームページなどを活用して環境に関する情報を積極的に発信しています。

今後とも、環境に関する情報を市民や事業者に発信し、意識向上を図ります。

また、市民や事業者と環境保全に向けた取組を推進するために組織した環境市民会議の活動の活発化に向け事業を支援します。

| 市の施策の内容 | 主管課 |
|-------------------------------|-------|
| V-2-① 環境情報の発信 | |
| ● イベントにおいて環境への意識向上を図ります。 | 生活環境課 |
| ● 広報やホームページを活用した環境情報の発信を進めます。 | 生活環境課 |
| ● 環境市民会議の事業を支援します。 | 生活環境課 |

市民・市民団体の取組

● 環境情報への配慮

- 環境市民会議や市民が進める環境保全活動に積極的に協力するよう努めます。
- 市が実施する動植物の生育・生息状況の調査への参加、情報の提供を行います。
- 環境に関する情報の提供に努めます。
- 市民参加型の水辺や里山づくりや市の計画づくりをはじめ、環境イベントなどに協力します。
- 地域での自然と共生した暮らしや環境への負荷の少ない取組や実践の成果、昔から言い伝えや生活の知恵など、環境に関する身近でわかりやすい情報の提供・発信・交流に協力します。
- 市が発信する環境情報を活用し、環境への理解を深めます。

事業者の取組

● 環境情報への配慮

- 環境市民会議や市民が進める環境保全活動に積極的に協力するよう努めます。
- 市が実施する動植物の生育・生息状況の調査への参加，情報の提供を行います。
- 事業所の環境への取組や環境に関する情報の提供に努めます。
- 地域で行われる環境保全に関するイベントや市民参加型の計画づくりや活動，交流会等に参加し，相互理解を深め，環境パートナーシップの形成に努めます。
- 市が発信する環境情報を活用し，環境への理解を深めます。

基本目標Ⅴ 地域を思いやり環境を守る人を育むまち

環境指標

| 環境指標 | 現況値 平成 28 年度 (2016 年度) | 目標値 平成 39 年度 (2027 年度) |
|---------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 放課後子供教室における 環境学習講座の参加数 | 203 人 | 230 人 |
| 体験型環境学習の開催回数 | 2 回 | 3 回 |
| 環境情報の発信回数 | 27 回 | 30 回 |
| 環境市民会議の参加団体数 | 41 団体 | 50 団体 |



放課後子供教室 環境学習講座

重点施策

本市の環境の特性や環境の課題を踏まえ、計画が目指す望ましい環境像を実現するため、特に重要性、緊急性を要し、先導的役割を果たす施策を重点施策として位置付けます。

重点施策の推進に向け市民・事業者・市がそれぞれの役割分担のもと、相互に協力していくことが重要となります。



那珂川

1 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量は増加し、本市においても、ゲリラ豪雨や猛暑日の増加などの異常気象による影響が顕著になってきました。また、市民環境意識調査でも地球温暖化問題への関心は高くなっています。

今後も、一人ひとりが、日常生活や事業活動など身近にできることから環境負荷を低減し、温室効果ガス排出量の削減を図り地球にやさしい暮らしを目指します。

(1) 環境にやさしいライフスタイルや事業活動の推進

- 広報やホームページを活用した定期的な取組の情報提供
- 市民や事業者の取組事例の紹介

(2) LED照明などの省エネルギー機器の活用

- 省エネルギー機器の購入支援の検討
- 新たな省エネルギー機器の情報の提供
- 公共施設への省エネルギー機器の導入

(3) 太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用

- 再生可能エネルギー導入支援の検討
- 木質バイオマスの利活用の推進
- 事業者や研究機関などと連携した再生可能エネルギーの研究
- 公共施設への再生可能エネルギーの導入

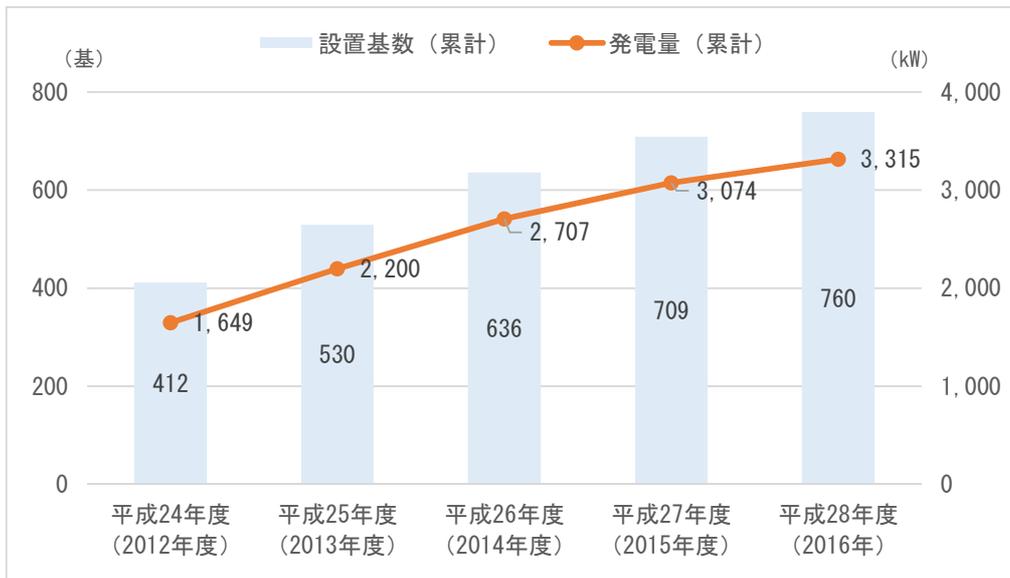
(4) ハイブリッド自動車や電気自動車など次世代自動車の利用推進

- 次世代自動車の購入支援の検討
- 新たな次世代自動車の情報の提供
- 公用車への次世代自動車の導入

(5) 公共交通機関利用の推進

- 市民のニーズの把握
- 公共交通機関の利便性の確保

〈 住宅用太陽光発電設置基数及び発電量の推移 〉



太陽光発電システム付きLED街灯



木質チップの製造

2 里山の保全

本市の里山には多くの動植物が生息生育し、豊かな生態系を形成しています。近年、人と里山とのかかわりが次第に希薄になってきました。そのため、私たちの暮らしに豊かな恵みと潤いをもたらしてきた森林や農地、水辺などの維持管理が困難になってきました。

さらに、維持管理が困難となった里山では、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、ごみの散乱、野生生物の生息環境の変化に伴う農作物への有害鳥獣被害など、様々な問題が起きています。

里山の豊かな生態系を維持し将来にわたり利用し続けるため、里山の保全に向けた取組を行い、人と自然の共生を目指します。

(1) 里山の環境整備

- 計画的な間伐の推進
- ボランティアによる里山整備の推進

(2) 農林産物の利用

- 地産地消の啓発
- 農産加工品の開発
- 市産材と間伐材の活用
- 林産加工品の開発

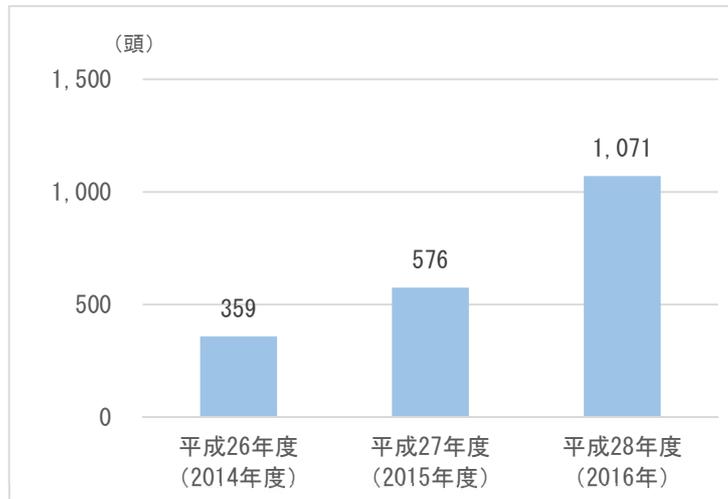
(3) 農地の有効活用

- 農地の集積による耕作放棄地削減の推進
- 次世代農業者の確保と育成の推進

(4) 有害鳥獣の対策

- 農作物への被害防止策の推進
- 狩猟免許取得者への助成

〈 有害鳥獣の捕獲頭数の推移 〉



西の内紙



集積間伐
(常陸大宮市森林組合提供)

3 きれいなまちの推進

本市では、市民、事業者と協働でクリーン作戦や監視活動を実施してきたことにより、山林などへの不法投棄や道路などへのごみのポイ捨ては改善がみられます。

しかし、不法投棄や道路などへのごみのポイ捨ては、市民環境意識調査でも優先して対策が求められる課題となっています。

そして、不法投棄や道路などへのごみのポイ捨ては、市民や事業者の意識向上に加えて、ごみを捨てにくい、きれいな環境づくりが重要です。

そのため、不法投棄やポイ捨てをしない人づくりとごみが捨てにくい環境づくりを推進し、きれいなまちを目指します。

(1)ポイ捨てや不法投棄防止の推進

- 防止に向けた看板の設置
- ポイ捨てや不法投棄の多発地点への不法投棄防止ネットの提供
- 環境保全や不法投棄に関する情報の提供及び啓発

(2)市民や市民団体と協働した環境美化活動の推進

- クリーン作戦の継続した実施
- 美化活動団体の情報の提供

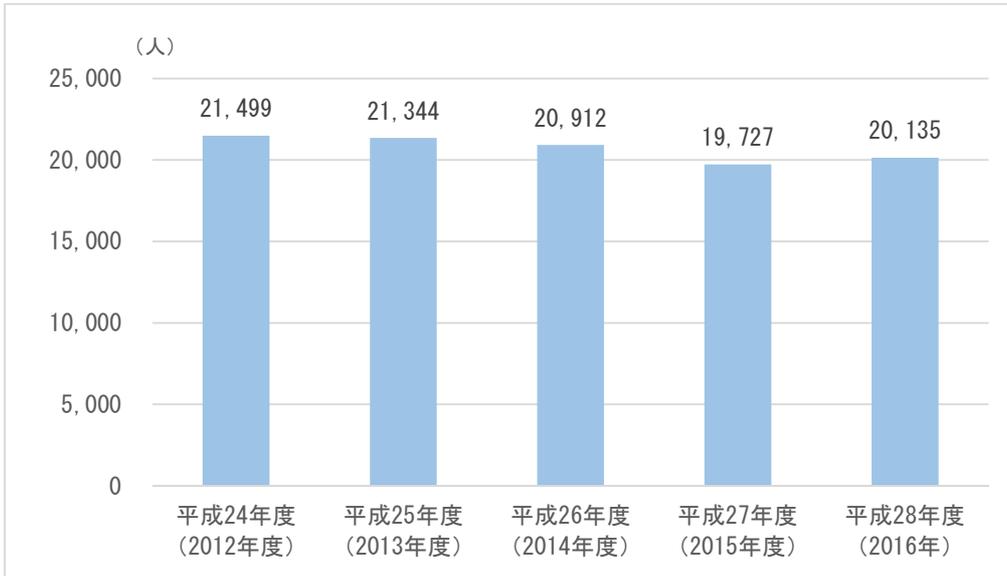
(3)不法投棄の監視と関係機関との連携の強化

- 不法投棄監視員活動の充実
- 県及び警察との連携の強化

(4)ごみが捨てにくい環境づくりの推進

- 空き地や空き家の適正な維持管理
- 花いっぱい運動などによる環境保全

〈 クリーン作戦参加者数の推移 〉



クリーン作戦

4 環境教育・環境学習の推進

本市の環境問題の解決に向けて、市民、事業者、市が協働し、環境負荷の低減や環境保全に関する取組を主体的に進めていくことが必要です。

そのため、クリーン作戦や環境教育・環境学習の推進、環境市民会議の支援などを実施してきました。しかし、市民環境意識調査では、自然保全活動や環境学習へ参加していると答えた人の割合は少ないため、環境教育・環境学習の機会と場の提供を充実していく必要があります。

また、環境市民会議による環境情報の整備、発信、環境イベントの開催などの支援を推進します。

(1)環境教育・環境学習の充実

- 自然環境を活用した体験型の環境教育・環境学習の推進
- 新たな環境講座プログラムの検討

(2)環境情報の提供による意識向上

- 広報やホームページを活用した情報の提供
- 環境調査結果などの公表

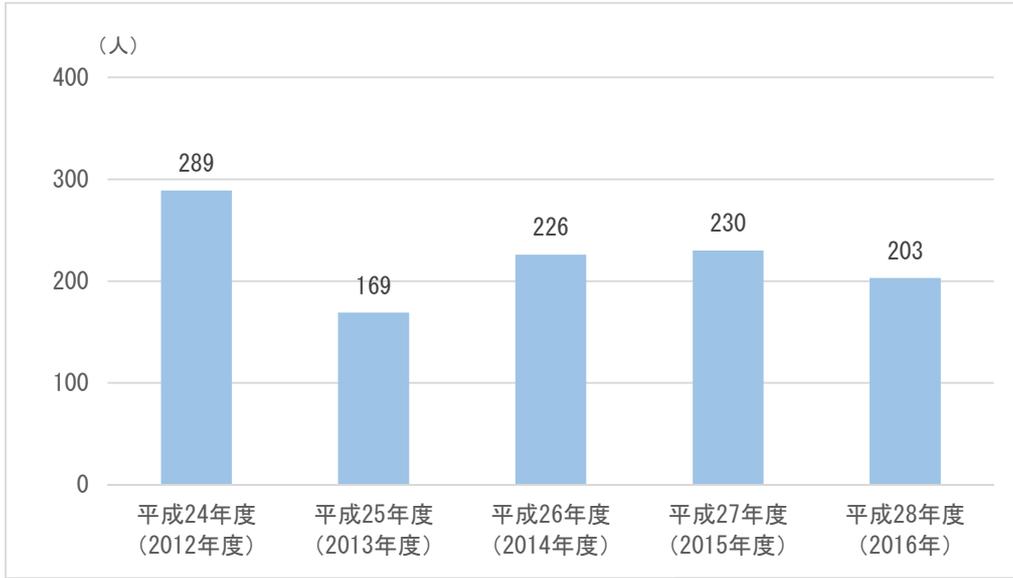
(3)環境市民会議の活動の拡大

- 環境保全活動を実施する団体への情報提供や助言等の支援
- 体験型環境学習の推進
- 各種イベントを利用した環境保全活動の啓発
- 環境教育・環境学習への指導者の派遣

(4)市民団体の活動状況などの情報発信による活動の活発化

- 広報やホームページを活用した市民団体の紹介
- 市民団体との連携の強化

〈 放課後子供教室における環境学習講座の参加数 〉



放課後子供教室 環境学習講座



緑のカーテン

第5章

計画の推進と進行管理



第5章 計画の推進と進行管理

第1節 推進体制

本計画の望ましい環境像“豊かな自然と調和した環境にやさしいまち”の実現に向け、効率的に計画を推進していくため市民・市民団体・事業者・市のそれぞれが行動し、連携していくことが必要です。

そのため、本市の環境に関する施策の総合的な調整と適正な進行管理を効果的に実施します。

1-1 推進組織

(1) 庁内の推進体制

● 環境推進委員会

本計画を総合的・計画的に推進するための全庁的な組織である環境推進委員会により、本計画に掲げられた環境の保全に関する施策の効果的な推進及び総合的な調整を図ります。

● 環境推進部会

本計画に掲げられた環境の保全に関する施策や市の取組を効果的かつ円滑に推進・実行していくための環境推進部会を環境推進委員会の下部組織として設置し、関係各課を中心に計画を推進します。

(2) 環境市民会議

市民・事業者・市で構成する常陸大宮市環境市民会議は、環境基本計画の推進への協力、環境保全活動や環境教育・環境学習への支援、市民団体の連携、情報の共有を行い、各主体間の連携を図ります。

(3) 環境審議会

学識経験者、関係行政機関職員、関係団体代表者などからなる環境審議会において、本計画の進捗状況について点検すると共に、必要に応じて計画の見直しや課題、取組方針などについての提言を行います。

1-2 推進体制

(1) 各種計画との連携

本計画は、本市における環境施策に関するマスタープランであり、本市の他の計画の策定に当たっては、本計画との整合を図るものとします。また、相互に密接な連携を図り施策や取組を進め、必要に応じ見直すものとします。

(2) 国・県・近隣市町との連携

廃棄物対策や地球温暖化問題をはじめ、生物多様性など、複雑化・多様化・広域化する環境課題に対して、本市のみで解決を図ることは極めて困難です。このため、広域的な視点に立って、国や県、近隣市町などとの連携を図り、効果的な施策を展開します。

(3) 環境に関する情報の集積・提供

今日の複雑化、多様化する環境問題に適切に対応していくためには、その基礎となる情報の集積が必要です。環境に関する情報を広く収集・整理し、市民等に提供していくことは、市民との協働により本計画を推進していくうえで必要不可欠です。

そのため、国や県、関係機関などとの連携を図り、情報の収集と蓄積に努めます。収集・整理した環境情報を生かし、広報や市のホームページなどを用いて市民等への情報提供を進めます。

(4) 財政的措置

本計画の施策を安定的、継続的に進めていくため、財政的措置を図るとともに、市民・市民団体・事業者・市が一体となって必要な財源の確保に努めます。また、費用負担のあり方などについて検討を進めます。



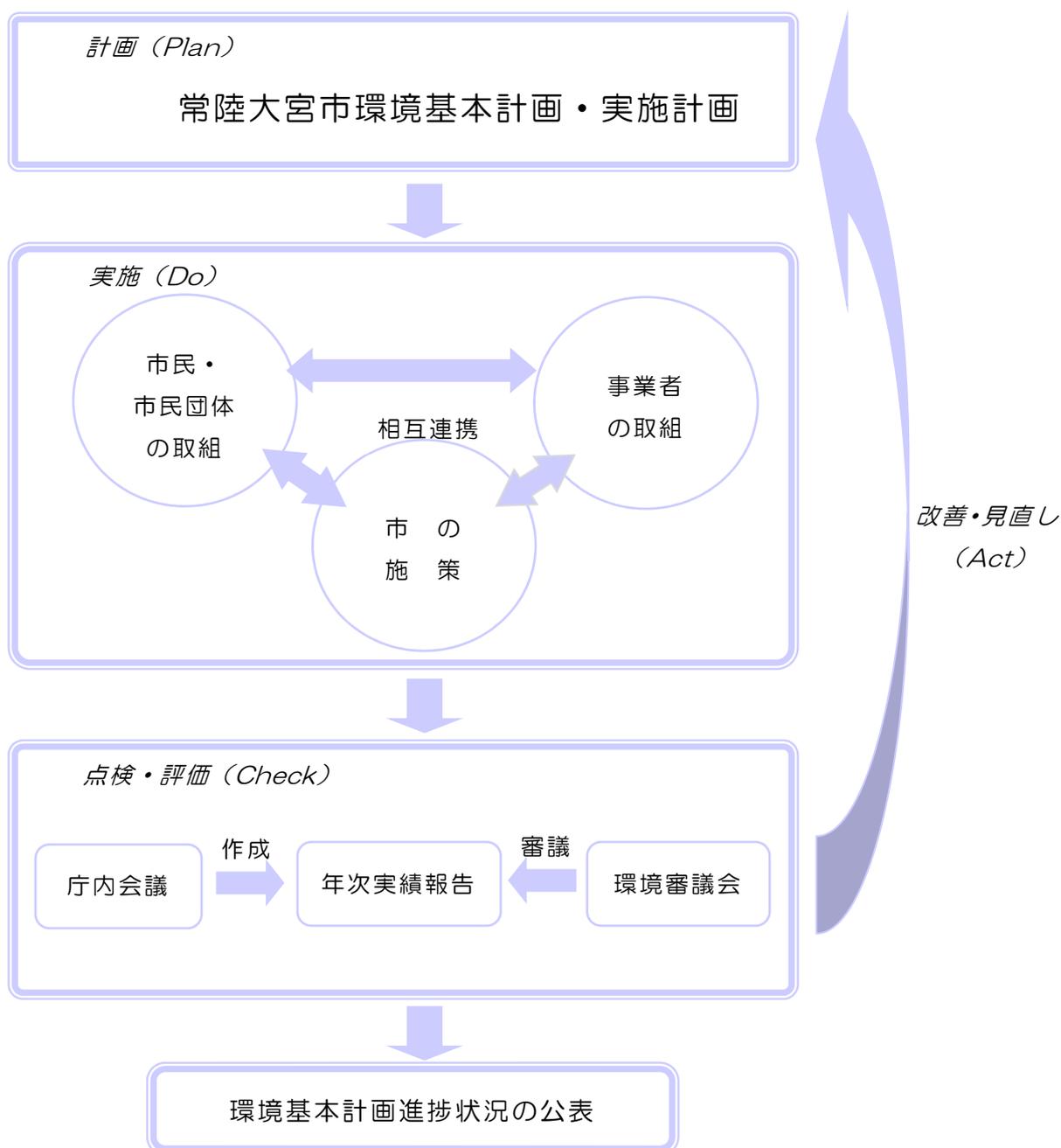
環境市民会議

第2節 進行管理

本計画は、3年毎の実施計画を策定し、毎年進行管理を図ります。

市民・市民団体・事業者・市の協働によって本計画を推進するとともに、本計画に基づく施策等の進捗状況や環境の状況について定期的に点検し、環境審議会に報告します。環境審議会は、公正な立場から本計画の進捗状況を点検・評価するとともに、必要に応じて課題や取組方針について提言します。

環境審議会の提言を踏まえ、年次実績報告書を作成し、広報及び市のホームページにおいて公表し広く市民や事業者の意見を求めます。それらの意見を翌年度以降の個別施策や取組に反映させ計画をより実効性のあるものとします。



資料編



目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 環境の保全に関する基本的施策（第 7 条－第 17 条）
- 第 3 章 地球環境保全の推進（第 18 条）
- 第 4 章 常陸大宮市環境審議会（第 19 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全」という。）について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉の貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 人と自然が共生した、環境への負荷が少ないまちづくりのために、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行わなければならない。

3 環境の保全は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進されなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民の意見を反映して、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について、配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止や自然環境の適正な保全のため、自らの責任において必要な措置を行うとともに、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(基本方針)

第7条 環境保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、地域の個性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ることにより、潤いと安らぎのある良好な環境を確保すること。

(4) 地球環境に配慮した負荷の少ない循環型社会を構築するため、エネルギーの有効利用、資源の再資源化、廃棄物の減量化等を促進すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、常陸大宮市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標

(2) 環境の保全に関する基本的施策の方向

(3) 環境の保全に関する配慮の指針

(4) その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第 19 条に規定する常陸大宮市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境に関する報告)

第 9 条 市長は、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等について定期的に報告書を作成し、公表するものとする。

(廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用の推進)

第 10 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第 11 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第 12 条 市は、人と自然とが共生できる基盤として緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全)

第 13 条 市は、河川等における水環境の適切な保全に努めるとともに、河川等の水質の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進)

第 14 条 市は、環境美化の促進及びその意識の高揚を図るため、ごみの散乱の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 15 条 市は、環境の保全について、市民、事業者が理解を深めるとともにその活動が促進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査等の実施)

第 16 条 市は、環境の保全に資するため、必要な調査を実施するとともに、監視、測定及び検査

に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 17 条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全のための広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第18条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の施策を推進するものとする。

第4章 常陸大宮市環境審議会

(環境審議会)

第19条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、常陸大宮市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること
- (2) 公害対策に関すること
- (3) 自然環境の保全に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に答申するとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は再任することができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

常大生環第 363 号
平成 29 年 12 月 22 日

常陸大宮市環境審議会会長 様

常陸大宮市長 三次 真一郎

常陸大宮市環境基本計画について（諮問）

常陸大宮市基本計画について貴審議会のご意見を賜りたく、常陸大宮市環境基本条例（平成 18 年条例第 7 号）第 19 条の規定に基づき、諮問いたします。

（諮問理由）

常陸大宮市では、平成 20 年度には望ましい環境像に「清流と里山に学び、みんなで創る 環境にやさしいまち 常陸大宮」を掲げた「常陸大宮市環境基本計画」を策定しました。

また、平成 25 年度には、環境の状況や市民・事業者の意識の変化を踏まえ、「常陸大宮市環境基本計画」を改訂しました。前計画では、東日本大震災や原子力発電所の事故の教訓を反映しています。

そして、前計画の改訂から 5 年が経過し、平成 29 年度に計画期間が満了となることから、現在市が抱える環境面における課題の解決を図り、常陸大宮市環境基本条例に定める基本理念の実現を目的とした新たな「常陸大宮市環境基本計画」を策定しますので、貴審議会の意見を求めるものです。

平成30年2月22日

常陸大宮市長 三次 真一郎 様

常陸大宮市環境審議会
会長 角田 二雄

常陸大宮市環境基本計画（案）について（答申）

平成29年12月22日付け常大生環第363号で諮問のあった「常陸大宮市環境基本計画」の策定については、本審議会において慎重に審議、検討を重ねた結果、本案は妥当であると認め、下記の付帯意見を付して答申いたします。

記

- 1 市民，市民団体，事業者，市の協働による環境保全の取組みを積極的に努められたい。
- 2 市民，市民団体，事業者に対して，主な取組を設定しているため，理解と協力が得られるよう広報，啓発等を積極的に行い，周知徹底に努められたい。
- 3 環境基本計画実施計画に基づき，適切な事業の推進に努められたい。

資料3 計画策定の経過

| 年 | 月日 | 会議内容等 |
|----------------------|-----------------------|---|
| 平成 29 年 | 7 月 12 日～ 8 月 10 日 | 環境意識調査の実施 ● 小学 5 年生 297 人， 中学 2 年生 371 人， 市民 1,000 人， 事業者 100 社対象 |
| | 9 月 21 日 | 環境推進委員会検討部会 ● 新たな環境基本計画について ● 環境基本計画の進捗について |
| | 10 月 5 日 | 環境推進委員会 ● 新たな環境基本計画について |
| | 11 月 13 日 | 環境推進委員会検討部会 ● 常陸大宮市環境基本計画（素案）について |
| | 11 月 20 日 | 環境推進委員会 ● 常陸大宮市環境基本計画（素案）について |
| | 12 月 7 日 | 環境推進委員会 ● 常陸大宮市環境基本計画（素案）について |
| | 12 月 22 日 | 常陸大宮市環境審議会 ● 常陸大宮市環境基本計画（素案）について ● 常陸大宮市環境基本計画について（諮問） |
| | 平成 30 年 | 1 月 4 日 |
| 1 月 10 日～ 2 月 8 日 | | 常陸大宮市環境基本計画（案）パブリックコメントの実施 |
| 1 月 12 日 | | 常陸大宮市環境市民会議 ● 常陸大宮市環境基本計画（案）について |
| 2 月 9 日 | | 環境推進委員会検討部会 ● パブリックコメント第 34 号常陸大宮市環境基本計画 （案）パブリックコメントの実施結果について |
| 2 月 16 日 | | 環境推進委員会 ● パブリックコメント第 34 号常陸大宮市環境基本計画 （案）パブリックコメントの実施結果について |
| 2 月 20 日 | | 常陸大宮市環境審議会 ● パブリックコメント第 34 号常陸大宮市環境基本計画 （案）パブリックコメントの実施結果について ● 常陸大宮市環境基本計画（案）の答申（案）について |
| 2 月 22 日 | | 常陸大宮市環境基本計画（案）の答申 |
| 3 月 1 日 | | 庁議 ● パブリックコメント第 34 号常陸大宮市環境基本計画 （案）パブリックコメントの実施結果について ● 常陸大宮市環境基本計画（案）について |

資料4 常陸大宮市環境審議会委員名簿

(敬称略, 順不同)

| 氏名 | 所属等 | 備考 |
|--------|----------------------------|-----|
| 角田 二雄 | 常陸大宮市森林組合 代表理事組合長 | 会長 |
| 小瀬 梅子 | 常陸大宮市ネットワーク協議会 会長 | 副会長 |
| 荒井 トクエ | 常陸大宮市消費者リーダー連絡会 会長 | |
| 石崎 育子 | 常陸大宮市ボランティア連絡協議会 会長 | |
| 富山 日出子 | 常陸大宮市食生活改善推進員連絡協議会 会長 | |
| 菊池 久義 | 常陸大宮市学校長会 会長 | |
| 寺門 信義 | 常陸大宮市農業委員会 会長 | |
| 野上 昭雄 | 常陸農業協同組合 代表理事会長 | |
| 長岡 始 | 常陸大宮市商工会 会長 | |
| 安藤 保男 | 常陸大宮市環境保全推進協議会 (大宮地域) 副会長 | |
| 金子 明 | 常陸大宮市環境保全推進協議会 (山方地域) 会長 | |
| 長岡 喜三雄 | 常陸大宮市環境保全推進協議会 (美和地域) 副会長 | |
| 栗田 正氣 | 常陸大宮市環境保全推進協議会 (緒川地域) 副会長 | |
| 疋田 勝義 | 常陸大宮市環境保全推進協議会 (御前山地域) 副会長 | |
| 根本 正人 | 水戸北部中核工業団地連絡協議会 会長 | |
| 溝間 明 | イオンリテール株式会社イオン常陸大宮店 店長 | |



環境審議会

環境にやさしいまち宣言

わたしたちは、豊かな緑と那珂川や久慈川の清流など、自然豊かな環境のもと健康で文化的生活を営んできました。

近年、豊かな生活ができるようになった反面、廃棄物の増加や生活雑排水による河川の汚濁などのさまざまな環境問題が起きてきました。

また、化石エネルギーの大量消費は地球規模の深刻な環境問題を引き起こしています。

わたしたちの暮らしや行動様式が自然や生活環境に大きな影響を与えていることを考え、市民、事業者、行政が相互に協力・連携して、豊かな自然環境を保全し、将来世代に引き継いでいくために、ここに「環境にやさしいまち」を宣言します。

平成 20 年 3 月 24 日

常陸大宮市

あ 行

ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格，事業活動において環境保全対策を計画・実施し，その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組みを指します。

アイドリングストップ

信号まち，荷物の上げ下ろし，短時間の買い物などの駐停車の時に，自動車のエンジンを停止させることを指します。

茨城エコ事業所登録制度

地球温暖化や廃棄物の増加など，環境問題に対する意識向上のため，茨城県で実施している登録制度です。環境負荷の低減に配慮した取組を積極的に実践している事業所を登録し，広く県民に紹介することにより，環境への負荷の少ない社会づくりを目指しています。

ウォームビズ

環境省が推奨する，暖房時の室温を20℃にして快適に過ごすライフスタイルをいいます。暖かい服装などで自宅や職場での暖房の使用を控え，地球温暖化対策を進めることを目的としています。

エコアクション21

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき，環境への目標を持ち，行動し，結果を取りまとめ，評価する環境経営システムを構築，運用，維持するとともに，社会との環境コミュニケーションを行うための方法に取り組んでいる事業者等を認証し登録する制度です。特に，中小事業者に広がっています。

エコドライブ

適正なタイヤ空気圧の点検，アイドリングストップ，経済速度の遵守，急発進・急加速や急ブレーキを控えるなど，二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転方法を指します。

LED

通常の電球や蛍光灯に代わり、省電力で長寿命な発光ダイオードを用いた照明のことで、省エネルギーの効果が高いことから、全国の公共機関等で採用されています。

オゾン層

地球の成層圏に存在する比較的オゾン濃度の高い層で、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守る役割を果たしています。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主な7物質となります。

か行

外来種

外国に分布していた生物のうち、何らかの要因で日本にも分布するようになった種のことです。移入種と外来種には差異はないものとするものや、外来種は人為的要因が強く、移入種は自発的要因を含むとしているものもあります。本計画では、外来種は人為的要因が強く、移入種は自発的要因を含むものにとらえ表記しました。

化石燃料

生物の死骸や枯れた植物などが地中で変質してできた燃料のことをいいます。石油や石炭、天然ガスなどがあり、エネルギーの約85%は化石燃料から得ていますが、大気汚染や地球温暖化、酸性雨などの原因となるほか、再生産ができず有限であることから、使用量の削減や化石燃料に代わる新たなエネルギーの確保が課題となっています。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理することができる施設のことです。浄化槽法の改正（平成13年）により、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられており、市では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めています。

感覚公害

悪臭、騒音、振動など、人の感覚を刺激して、不快感として受け止められる公害のことを指します。

環境基準

環境基本法の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

環境マネジメントシステム

企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのことを指します。

揮発性有機化合物

常温、常圧で空気中に揮発しやすい有機化合物で、石油由来のベンゼン、トルエン、キシレンなどの炭化水素類や、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどの有機塩素系化合物があります。揮発すると大気汚染物質となり、水に溶解すると土壌や地下水汚染の原因物質となります。いずれも発がん性があり、排出基準や環境基準が定められています。

クールビズ

環境省が推奨する、冷房時の室温 28℃でも快適に過ごすことのできるライフスタイルをいいます。ネクタイをせず半袖シャツを着るなどで冷房の使用を控え、地球温暖化対策を進めることを目的としています。

グリーン購入

環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入することを指します。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域でゆっくりと滞在し、地域の人々との交流を通じてその自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、農山漁村でさまざまな体験などを楽しむ余暇活動のことです。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒドなどの酸化力の強い大気汚染物質のことをいいます。眼や気道の健康障害が起こる光化学スモッグなどの原因になります。

公共下水道

地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものを指します。

さ 行

最終処分場

一般廃棄物又は産業廃棄物を埋め立てるための場所、施設及び設備の総体をいいます。産業廃棄物の最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「安定型」「管理型」及び「遮断型」の3つの種類に区分され、それぞれ埋め立てることができる産業廃棄物の種類、構造基準及び維持管理基準が定められています。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力や風力、バイオマス、地熱など、再生可能な特徴を持った次世代のエネルギーを指します。

里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑やため池などを含んだ地域、薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっている。身近な緑、生物の生育生息空間としての価値が見直され、その保全と活用が課題となっています。

次世代自動車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音、化石燃料の使用量が少ない自動車のことです。電気自動車、バイオ燃料自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車などを指します。

自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため指定された区域をいい、自然公園法に基づき国が指定する国立公園と国定公園、茨城県自然公園条例に基づき県が指定する県立自然公園があります。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方を指します。

生活排水処理施設

家庭のトイレ，台所，風呂，洗濯など，日常生活から排出される排水を処理する施設で，公共下水道や農業集落排水，合併処理浄化槽等があります。

生態系

生物と，生物を取り巻くそれ以外の環境が相互に関係しあって，生命の循環を創造しているシステムをいいます。

生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で，河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。

生物多様性

地球上の生物は，約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し，生息場所に応じた相互の関係を築きながら，地球の生命体を形作っています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は，生態系のバランスを維持する上で重要であるばかりでなく，私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

た 行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称のことです。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つと言われていています。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため，ごみ焼却施設などからの発生が問題となっています。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め，地表を暖める効果があります。近年，化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い，大気中の温室効果ガスが増加しており，将来地球の気温が上昇し，洪水や暴風雨による被害増加，数億人規模の深刻な水不足，種の絶滅リスクの増加など，生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

地産地消

地元生産，地元消費の略語で，地元で生産されたものを地元で消費するということです。地域の農業と関連産業の活性化により，農地及び森林の保全が期待されます。また，輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができます。

地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によって賄うことを，「エネルギーの地産地消」という言葉で表すこともあります。

特定外来生物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき，外来種（海外起源の外来種）の中から，生態系，人の生命・身体，農林水産業へ被害を及ぼすもの，又は及ぼすおそれのあるものが指定されます。

特定外来生物は，飼育，栽培，保管，輸入，野外へ放つ，植える及びまくこと等が禁止されます。

な 行

二酸化硫黄

石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生します。二酸化硫黄はそれ自体が有害であり，環境大気中では他の汚染物質と共存することによって人間や動植物に影響を与えます。呼吸器系に影響を与え，四日市ぜんそくなどの原因となっています。

二酸化炭素

炭酸ガス又は無水炭酸ともいい， CO_2 とも表記します。無色，無臭の安定な気体で水に溶け，溶液は微酸性を呈します。大気中には約0.03%存在し，植物の光合成に欠くことのできないものです。しかしながら，人間が石油，石炭，天然ガスという化石燃料を大量に使うようになり，数十年前に比べると十数%程度増加し，引き続き増加の傾向にあると言われています。

二酸化窒素

物の燃焼により空気中に含まれる酸素と窒素から発生し，高温になるほどその発生量は多くなります。主な発生源は，工場及び自動車で，呼吸器系の疾患の原因となっています。

農業集落排水施設

農業集落におけるし尿，生活雑排水などの汚水等を処理する施設をいいます。農業用排水の水質の汚濁防止，農村地域の健全な水循環に資するとともに，農村の生活環境の向上を目的としています。

は 行

バイオマスエネルギー

バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で，再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスといい，それをもとに発生するエネルギーを指します。バイオマスの種類としては，紙，家畜ふん尿，食品残渣，木材などがあります。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち，粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ 以下の非常に小さな粒子のことです。物の燃焼などにより排出されるものと，大気中での化学反応により生成されるもの，自然由来のものがあります。粒径が非常に小さいため，肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系疾患のほか循環器系への影響が懸念されます。

PRTR制度

Pollutant Release and Transfer Registerの略で，化学物質排出移動量届出制度のことです。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が，どのような排出源から，どのくらい環境中に排出したか，あるいは廃棄物に含まれて外に運ばれたかというデータを把握し集計し公表する仕組みです。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものです。発生源は工場のばい煙，自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか，自然界由来（火山，森林火災など）のものがあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。

フロン

フッ素を含む炭化水素の総称。無害で安定した物質であるため，冷媒，洗浄剤，発泡剤などに使われますが，大気中に放出するとオゾン層の破壊や温暖化の原因となります。

放射性物質

放射線を出す性質を持つ物質のことで、その性質を放射能と言います。

ら 行

6次産業

さまざまな地域資源を活用し、農林漁業者が生産（第一次産業）、加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）を一体化して取り組む産業の形態を指します。

表紙の写真

右上、右下、中央

常陸大宮市観光協会提供

常陸大宮市環境基本計画

平成 30 年 3 月

発行 常陸大宮市

編集 常陸大宮市 市民生活部 生活環境課

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135-6

TEL 0295-52-1111 (代表)

URL www.city.hitachiomiya.lg.jp/



マスコットキャラクター